吹田市ヤングケアラー支援ガイドライン(案)



吹田市

令和6年(2024年)●月

目 次

1	はじめに ガイドライン策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	ヤングケアラーの定義 (1) 吹田市におけるヤングケアラーの定義 ・・・・・・・・・ 2(2) お手伝いとヤングケアラーの違い ・・・・・・・・・ 4(3) ヤングケアラーと関係の深い子供の権利 ・・・・・・ 5
3	吹田市における子供の生活状況(家庭内でのお世話) (1)吹田市「子供の生活状況調査」・・・・・・・・・・6 (2)調査から見えてくる子供等の思いや必要な支援・・・・・・・8
4	ヤングケアラー支援のための関係機関連携 (1) 関係機関の役割と連携の重要性 ・・・・・・・・・・9 (2) 相談支援体制図 ・・・・・・・・・・・・・・・16 (3) 【状況別】発見から支援までのフローチャート ・・・・・・・18
5	吹田市の取り組み (1) ヤングケアラー相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
参	 資料 考資料 1 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル ・・・・・30 考資料 2 ヤングケアラーの支援に向けて ・・・・・・・・・・・35 考資料 3 ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック ・39
吹	子供」の表記について 田市では原則として、常用漢字表に定めるとおり、「子供」を使用しています。ただし、 や制度名等を引用する場合は、「こども」又は「子ども」の表記のまま引用しています。

1 はじめに

【ガイドライン策定の目的】

近年、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供や若者を指す「ヤングケアラー」が社会的課題となっています。

子供の場合、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、 学校に行けない、友達と遊ぶ時間がない、眠る時間が削られるなど、本来守られ るべき「子どもの権利」を侵害されたり、若者の場合でも進学や就職準備等、自 立に向けた移行期として必要な時間を奪われる可能性があります。

これまでヤングケアラーには法令上の定義がなく、支援対象も児童福祉法で 定める「児童」の 18 歳未満までか、それ以降はどう支援するのか等が課題とさ れてきました。

このような状況を受け、国は「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」 (令和6年法律第47号)において子ども・若者育成支援推進法を改正し、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、関係機関等が各種支援に努めるべき対象として明記しました。そして子供、若者期を切れ目なく支えるため、支援対象を内容によっては40歳未満も対象としました。

ヤングケアラーへの支援の難しさには、当事者にとって家族へのケアは「お手伝い」であり「日常」であるので、誰かに相談するようなことだと思い至っていない場合が多くあるとともに、たとえつらいと感じていても、誰かに相談することで大切な家族が責められたり、家族関係が悪化し家庭内で孤立するのではないかといった不安等から、子供・若者自身から声をあげにくく、相談につながりにくいといった特徴があります。

子供・若者を取り巻く周囲の大人たちは、まずは子供・若者の変化に気付き、 安心して相談してもらえる関係を築けるように寄り添い、子供・若者だけではな く家庭全体を支援する視点を持つ必要があります。

ヤングケアラーがケアする対象者は障がいや病気を抱えている家族、高齢者や幼いきょうだい、外国籍の親など様々であり、ケアする内容も介護や看護、家事、見守り、話し相手、通訳など多岐にわたります。そのため、福祉、教育、医療など様々な機関や地域住民が、窓口や地域でヤングケアラーに気付き、寄り添い、必要に応じて適切なサービスにつなぐネットワークの構築が重要です。

本ガイドラインは、市の各部署の職員や支援団体などがヤングケアラーについての理解を深め、相談窓口や関係機関の業務について共通の認識を持つことで、当事者である子供や家族を必要な支援に適切につなげることができるよう策定するものです。

- *本ガイドラインは、必要に応じ随時更新していきます。
- *国は令和4年度から3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中 取組期間」としています。

2 ヤングケアラーの定義

(1) 吹田市におけるヤングケアラーの定義

本市では吹田市子供の貧困対策に関するワーキングチームヤングケアラー支援作業部会において、ヤングケアラーの定義を考えてきました。

令和6年(2024年)制定の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行により、子ども・若者育成支援推進法第2条第7号にヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と明記されました。

本市では上記の国や日本ケアラー連盟の定義を参考にしながら、下記のとおり定義することとしました。

家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを過度に行っていることで、 遊ぶ、教育を受ける等の子どもの権利が侵害されている可能性がある子供 や、進学、就職準備等の自立に向けた移行期に必要とされる時間が奪われた り、身体的、精神的に負担が重い状態になっている若者

<定義内の語句説明>

(令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知より引用)

ア 「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行 うことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合 を指す。

こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合

イ 「若者」とは概ね 18 歳から 30 歳未満を中心としているが、こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その他の状況に応じ、40 歳未満の者も対象となり得る

留意点

支援対象かどうかを判断するに当たっては、その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人の子供・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要である。

法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれる。

当該子供・若者やその保護者が「支援は必要ない」などと支援を拒否している場合や、支援を拒否するほどではないが援助希求が乏しい場合などであっても、支援が必要であれば、働きかけを丁寧に行う。

現時点において「大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、 感情面のサポートなどを過度に行っていることで、子どもの権利等が侵害されている」 状態に至っていない場合であっても、介護を必要とする入院中の家族が退院予定であ るなど今後上記状態に至ることが想定される場合には予防的な視点も持って対応を 行っていく必要がある。

<参考>

日本ケアラー連盟の定義

ヤングケアラー(子どもケアラー):家庭にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。

<その他用語の定義>

若者ケアラー: 18歳~おおむね30歳代までのケアラーを想定しています。ケアの内容は子どもケアラーと同様ですが、ケア責任がより重くなることもあります。若者ケアラーには、子どもケアラーがケアを継続している場合と、18歳を越えてからケアがはじまる場合とがあります。

ヤングケアラーはこんな子供・若者です。

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗 濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだい の世話をしている。



障害や病気のあるきょうだい の世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守り や声かけなどの気づかいを している。



日本語が第一言語でない家 族や障害のある家族のため に通訳をしている。



家計を支えるために労働を して、障害や病気のある家 族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル 問題を抱える家族に対応し ている。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病を している。



障害や病気のある家族の身 の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入 浴やトイレの介助をしている。

こども家庭庁ホームページより引用

(2) お手伝いとヤングケアラーの違い

お手伝いは、「子供・若者が子供・若者としての生活ができる範囲内で行うこと」です。

子供・若者の年齢や成長の度合いに見合った家族のケア、お手伝いは子供の思いやり や責任感などを育みます。

一方で、過度に家族のケアを担うことで、勉強や友達と遊ぶ時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間など「子供・若者らしい生活を送るための時間」が持てない場合はヤングケアラーに当たります。心身ともに子供にとって過度な負担が続くと、子供・若者自身の健康を始め、学習、社会性発達、就労等様々な面に影響があるという調査結果があります。

(3) ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利



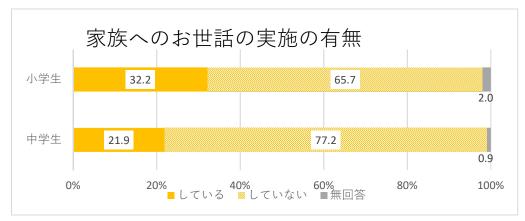
他にも「健康・医療への権利」「子どもの最善の利益」「社会保障を受ける権利」「生活水準の確保」「経済的搾取・有害な労働からの保護」など、子どもの権利条約で定められています。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」の第3条では、全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。

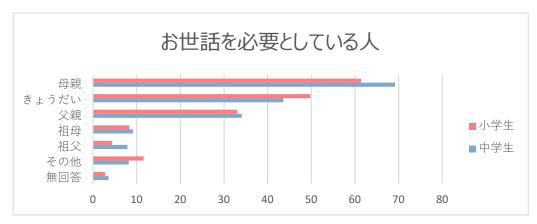
3 吹田市における子供の生活状況(家庭内でのお世話)

(1) 吹田市「子供の生活状況調査」

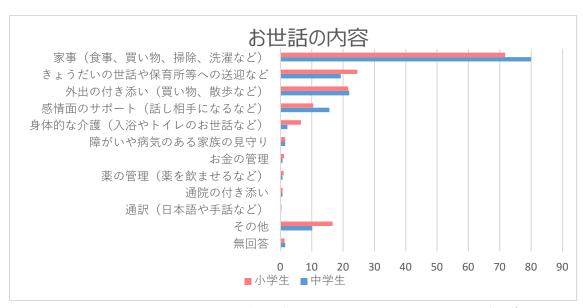
国本 が各	吹田市内に居住する小学5年生及び中学2年生の児童・生徒全数
調査対象	とその保護者など
調査方法	郵送により調査票を配付、郵送またはインターネットにより回答
調査期間	令和 4 年 (2022 年) 6 月 ~ 7 月
有効回収率	小学5年生:47.3%、中学2年生:39.8%



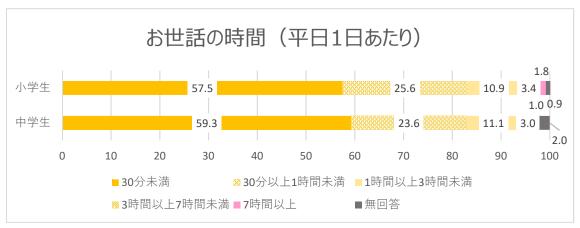
「家族のお世話をしている」と回答した小学生が32.2%、中学生で21.9%となっています。



お世話を必要としている人は小中学生ともに「母親」が最も高く、次いで「きょうだい」が4割台となっています。



お世話の内容は、小中学生ともに「家事(食事、買い物、掃除、洗濯など)が7~8割程度で最も高く、次いで小学生は「きょうだいの世話や保育所等への送迎など」、中学生は「外出の付き添い(買い物、散歩など)」となっています。



お世話の時間を見ると、小中学生ともに、「30分未満」が5割台で最も高く、次いで「30分以上1時間未満」が2割台、「1時間以上3時間未満」が1割台となっています。

「3時間以上」は小学生で5.2%、中学生で4.0%となっています。

(2) 調査から見えてくる子供等の思いや必要な支援

今回の調査の自由記載欄への記載から、子供の思いや必要な支援が見えてきました。

【子供の意見】

- ・きょうだいの世話は大変だけど楽しい。
- 友達ともっと遊びたい。
- ・楽しくない。疲れた。私はお世話係じゃない。
- 言いたいことをはっきりと言いたい。
- •他の子は家事しなくていいのに、ひとり親だからやらされる。
- ヤングケアラーを助けてあげて。

【大人の意見】

- ・ケアラーの心安らげる場所があったらいいと思う。そこで食事の提供(子供食堂)、勉強のサポートも行えたらよい。
- ・ヤングケアラーへの支援をしてほしい(特に精神障がい者の親を持つ子供) 学力や家事の支援。
- 当事者や家族などが気軽に相談できるカフェのような場所があればいい。



必要と想定される社会資源へのつなぎ

居場所•相談

- 子供食堂
- 児童会館・児童センター
- ・元ヤングケアラー等のピアカウンセリングなど

福祉サービス・医療

- 高齢・介護、障がい サービス
- •家事•育児支援
- 生活困窮支援
- ・医療機関など

学習支援

- ・ 学校での学習支援
- 学習支援教室
- ・習い事費用助成など

4 ヤングケアラー支援のための関係機関連携

(1) 関係機関の役割と連携の重要性

ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーやその家族への支援を行うためには、様々な機関の組織横断的な連携が必要となることがあります。

相談の間口を広くとり、どの窓口に当事者や家族等から相談があっても適切な機関につなぐことが大切です。

くヤングケアラー支援における主な関係機関相談窓口との役割>

分野	主な機関と連絡先	主な役割
児童福祉分野 子供に関わる分野	家庭児童相談室(市) 06-6384-1472	当事者や支援者からの相談、 家事・育児支援サービス等へ のつなぎ、児童虐待相談対応 対象は18歳未満の子供とそ の家族
	子育て政策室(市) 06-6384-1491	児童会館・児童センター 子供食堂、習い事費用助成
	子育て給付課(市) 06-6384-1471	児童手当、児童扶養手当、子 ども医療費助成、 ひとり親家庭の自立支援等
	吹田子ども家庭センター (府) 06-6389-3526	児童虐待相談対応(重度)、 養護相談、療育手帳など。対 象は概ね25歳までの子供と その家族

分野	主な機関と連絡先	主な役割
児童福祉分野	こども発達支援センター	乳幼児から18歳まで
子供に関わる分野	(市)	言語・発達・療育についての
	06-6339-6103	専門相談・支援
		ペアレントプログラム等
		保護者が仕事などで保育でき
	放課後子ども育成室	ない主に小学4年生までの児
	(市)	童の居場所であり、早期発見
	06-6384-1599	や初期相談につながりやすい
教育分野	学校	当事者と接する時間が長いた
		め、早期発見や初期相談につ
		ながりやすい
		SC(スクールカウンセラー)が心理的
		なアプローチでの支援、
		SSW(スクールソーシャルワーカー)が関
		係機関と連係し福祉的なアプ
		ローチで支援
	 表心左向 (大)	W1. + 4 - + 00 + + 7 0 7
	青少年室(市)	悩みを抱えた39歳までの子
	(子ども・若者総合相談セン	供・若者とその家族を対象と
	ター 「ぷらっとるーむ吹田」)	した支援
	1859とる一切火曲」) 06-6816-8534	
	00 00 10 0004	 18歳までの方とその保護者
	 青少年クリエイティブセンタ	対象に情緒やいじめ、不登
	一(市)	校、子育ての悩みなど
	06-6389-2061	IN J B COMMONAC
	2000 2001	 3歳から18歳の子供とその
	 教育センター(市)	保護者対象に不登校や学習等
	06-6170-1579	などの教育上の諸問題につい
		て、来所・電話相談、市内小
		学校への出張教育相談など

分野	主な機関と連絡先	主な役割
生活福祉分野	生活福祉室(市)	生活保護
	/	
	くらしサポートセンターすい + / + \	就労や心身の状況、地域社会
	た(市)	との関係性やその他の事情に
	06-6384-1350	より、経済的に困窮し、最低
		限度の生活を維持することが できなくなるおそれのある者
		への支援
		・・・・スパス 子ども健全育成生活支援員に
		よる日常生活支援、養育支
		援、教育支援、生活困窮世帯
		の中学生及び高校生等対象の
		学習支援教室
障がい福祉分野	障がい福祉室(市)	障がい福祉サービス等の利用
	06-6384-1348	に関する相談
		18歳以上の障がい者の虐待
		相談対応、障がい者相談支援
		事業所
	 障がい者相談支援センター	市内6ブロック
	(市)	相談支援障がい福祉サービス
	(12ページ表1のとおり)	利用支援など
	地域活動支援センター(市)	創作的活動·生産活動·社会
	(13ページ表2のとおり)	との交流促進
高齢福祉分野	高齢福祉室(市)	要介護認定申請や介護保険サ
	介護保険グループ	ービスなど
	06-6384-1343 • 1341	<u></u>
	支援グループ	高齢者在宅福祉サービスや
	06-6384-1360	地域包括支援センターに関する事など
		のずるし
	 地域包括支援センター(市)	地域の高齢者やその家族等を
	(13ページ表3のとおり)	対象とした介護や福祉の総合
		相談窓口

分野	主な機関と連絡先	主な役割
人権分野	人権政策室(市)	人権相談
	06-6384-1513	
	法務省(国)	子どもの人権110番
	0120-007-110	
地域福祉分野	福祉総務室(市)	複雑化・複合化した課題に対
	06-6384-1803	する支援体制の検討
		民生委員・児童委員に関する
		ことなど
	吹田市社会福祉協議会	CSW (コミュニティソーシャルワーカー) に
	06-6339-1205	よる生活する上での悩みごと
		や困りごとの相談など
その他保健分野	地域保健課(保健所)(市)	統合失調症やうつ病、依存
	06-6339-2227	症、認知症、ひきこもり、そ
		の他こころの健康に関する相
		談
医療分野	各医療機関	病状の相談、医療的ケア

^{*}養育者の育児放棄や衣食住に問題を生じている場合等のネグレクトや、子供への過度なプレッシャーによる心理的虐待等、虐待案件が疑われる場合は、家庭児童相談室や吹田子ども家庭センター(児童相談所)が通告受理機関となります。

表1 障がい者相談支援センター

	障がい者相談支援センター名称	電話番号
1	内本町	06-6319-9832
2	片山•岸部	06-6310-1672
3	豊津・江坂・南吹田	06-6386-3700
4	千里山•佐井寺	06-6170-1785
5	亥の子谷	06-6170-5136
6	千里ニュータウン	06-6873-8850

表2 地域活動支援センター

	地域活	地域活動支援センター名称()内は所在地		
1	りあん	(吹田市内本町 1 丁目 2-17)	06-7182-4050	
2	すももクラブ	(大阪市淀川区十三東3丁目11-15)	06-6305-3969	
3	ほほえみ	(大阪市中央区玉造2丁目16-8	06-6796-8306	
		玉造井上ビル 4 階(大阪ろうあ会館玉造センター))		
4	赤レンガ	(吹田市千里山月が丘 6-8)	06-6319-9894	
5	ルビア	(吹田市岸部北2丁目30-3)	06-7503-1166	

表3 地域包括支援センター

	地域包括支援 センター名称	担当地域	電話番号
1	吹一•吹六	寿町・中の島町・西御旅町・東御旅町	06-6317-5461
		内本町・元町・朝日町・川岸町	
		清和園町•南清和園町	
2	吹三・東	高浜町・南高浜町・昭和町・高城町	06-4860-8338
		末広町・日の出町・川園町・吹東町	
		幸町・南正雀・平松町・目俵町	
3	片山	片山町・原町2・出口町・藤が丘町	06-6310-7112
		朝日が丘町・山手町・上山手町	
		天道町	
4	岸部	岸部北・岸部南・岸部中・岸部新町	06-6310-8626
		原町1、3、4・芝田町	
5	南吹田	泉町・西の庄町・金田町・南金田	06-6155-5114
		南吹田•穂波町	
6	豊津・江坂	垂水町・江坂町1~4・豊津町	06-6310-9705
		江の木町・芳野町・広芝町	
7	千里山東•佐井寺	千里山霧が丘・千里山星が丘	06-6386-5455
		千里山虹が丘・千里山月が丘	
		千里山松が丘・千里山高塚・千里山東	
		竹谷町・佐井寺・佐井寺南が丘	
8	千里山西	千里山西・千里山竹園・春日・円山町	06-6310-8060
		江坂町5	
9	亥の子谷	山田東1・山田西1・山田南	06-4864-8551
		五月が丘東・五月が丘西	
		五月が丘南・五月が丘北	

	地域包括支援 センター名称	担当地域	電話番号
10	山⊞	山田東2~4、山田西2~4	06-6155-5089
		山田北	
11	千里丘	樫切山・山田市場・尺谷・長野東	06-6876-5021
		長野西・千里丘上・千里丘中・千里丘下	
		千里丘西•千里丘北•新芦屋上	
		新芦屋下•清水•青葉丘南•青葉丘北	
12	桃山台•竹見台	津雲台1・桃山台・竹見台	06-6873-8870
13	佐竹台•高野台	佐竹台•高野台	06-6871-2203
14	古江台・青山台	古江台•青山台	06-6872-0507
15	津雲台・藤白台	津雲台2~7・藤白台・上山田	06-7654-5350
		千里万博公園•山田丘	
16	基幹型	(市役所内にあり、上記15か所のセン	06-6384-1360
		ターの総合調整、後方支援を行います。)	

【多機関連携が必要な場合の具体的手法】

ヤングケアラーの置かれている状況が、経済的困窮や要介護、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡み合っている場合には、関係各所が連携して、組織横断的に取り組む必要があります。特に、支援の上で地域のネットワークの活用が求められる場合や、世帯が養育上の問題を抱えている場合には、要保護児童対策地域協議会または子ども・若者支援地域協議会の活用を検討してください。

「要保護児童対策地域協議会」(子どもを守る地域ネットワーク)とは

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。児童福祉法第25条の2に基づいて各市町村に設置されており、本市では吹田市児童虐待防止ネットワーク会議とし、家庭児童相談室が事務局となっています。

毎月のネットワーク会議や個別ケース検討会議等を通じて、子供とその家族がどのような状態にあるのか、関係機関が持つ情報を収集し、その家族の状態像を総合的に把握し、虐待の状況と問題の深刻さや支援の必要性について共通認識を持ち、各機関の機能を有効的に使うことで、家族への支援の最善の方法を考えます。

「子ども・若者支援地域協議会」とは

子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども及び若者(39歳まで)に対する支援を効果的かつ円滑に行うため、青少年室が事務局となり、吹田市子ども・若者支援地域協議会を設置しています。子供・若者支援に関する情報の交換及び連絡調整や、子供・若者支援に必要な体制の整備に関する協議、関係機関等の支援の実施状況等及び役割分担に関する情報の交換、子供・若者の支援に当たる関係機関等の担当者の個別ケース検討会議等を行っています。

(2)相談支援体制図

【吹田市ヤングケアラー相談体制図】

ヤングケアラーの相談窓口として 周知している相談支援機関

- 家庭児童相談室
- 青少年室(子ども・若者総合相談センター 「ぷらっとるーむ吹田」)
- 教育センター

▶ 子供や家族等から 相談を受けた場合

▶ 発見・情報提供を 受けた場合 学校 保育園・幼稚園

各相談支援機関

チーム支援

(相談支援・連携・情報共有)

- 保育幼稚園室
- 保育園 幼稚園
- 子育て給付課
- 学校教育室
- 学校(SSW SC)
- 生活福祉室
- くらしサポート センターすいた
- 人権政策室
- すいたストップDV ステーション(DV 相談室)

• 家庭児童相談室

(児童虐待防止ネット ワーク会議事務局)

• 青少年室

(子ども・若者総合相談センタ ー「ぷらっとるーむ吹田」) (子ども・若者支援地域協議会 事務局)

• 教育センター

サービス提供や調整、 民間事業者等との 連携を担う

- 高齢福祉室
- 地域包括支援センター
- 障がい福祉室
- 障がい者相談支援センター

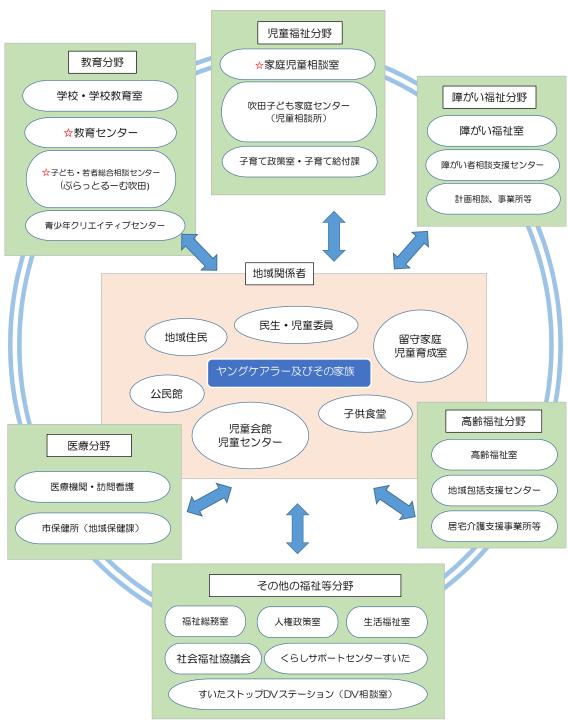
必要に応じて連携



ヤングケアラー当事者の会

民間事業者等(病院、訪問看護等)

【庁内外ネットワークイメージ図】



☆は吹田市のヤングケアラー相談窓口

(3) 【状況別】発見から支援までのフローチャート

<対応例1:小中学校の関係者が発見した場合>

- ①教職員が、欠席や遅刻が多い児童生徒に対して面談を行ったところ、日頃から家族の世話 や家事をしているなど、ヤングケアラーである端緒を発見する。
- ②SSW(スクールソーシャルワーカー)やSC(スクールカウンセラー)を含めて、児童生徒の状況(ケア対象、時間、ケア内容、家庭状況、生活状況、健康状態、本人や家族の意思等)について情報を整理し、支援の必要性を検討する。

POINT

緊急・虐待の疑いがある場合は、速やかに大阪府吹田子ども家庭センター(児 童相談所)や家庭児童相談室などに連絡すること

<連絡先> 9ページ

- ③支援が必要な場合は、心身のケア等、学校でできる対応や見守りを行う。
- (例) ・本人の状況把握、状況の変化の確認
 - 校内における情報共有と支援体制の構築
 - ・校内支援の実施

------以下、支援にあたり関係機関の連携が必要な場合-----以下、支援にあたり関係機関の連携が必要な場合-----

- ④すでに連携している福祉・保健分野等の関係機関(障がい福祉、高齢福祉、医療機関など)があれば、その関係機関へ連絡・相談を行う。連携している機関がなければ、家庭児童相談室へ連絡・相談を行う。
 - ▶吹田市家庭児童相談室
 - (9:00~17:30、土曜日・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)
 - Tel 06-6384-1472
- ⑤世帯が養育上の問題を抱えている場合は、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討 会議等で関係機関が情報を共有し、支援方針を策定して支援を実施する。
 - <まとめ> 連携の必要性に応じて、以下の対応が想定されます
 - ◇ 学校における対応・見守りで対応可能(③)
 - ◇ 連携が必要→学校、家庭児童相談室、関係機関が連携して対応(④)
 - ◇ 要支援児童など→要保護児童対策地域協議会ケースとして対応(⑤)

学校関係者向け

ヤングケアラーがいる世帯

本人からの相談または 関係者による発見

緊急

虐待の疑い

職域の範囲で、声掛けや見守り、 世帯へのアドバイス等を実施

学校

SSW(スクールソーシャルワーカー)やSC(スクールウンセラー)を含めて、情報共有・整理し、今後の対応を検討した上で、必要に応じ関係機関に連携する。

- ①当該児童・生徒の状況について整理し、校内で情報を共有
 - ◆ケア対象、ケア時間、ケア内容
 - ◆家族状況、生活状況、家族の問題点
 - ◆本人・家族の意思
- ②学校でできる対応について検討し、対応
 - ◆学校生活に支障が出ている場合の保護者へのアプローチ
 - ◆積極的な声かけや見守り

緊急・虐待の疑い

上記を実施した上で、 連携の必要がある場合

関連情報の確認・ケース対応を依頼

大阪府吹田子ども 家庭センター や家庭児童相談室 など タページ参照

携

市の関係機関に連絡

連携している 関係機関がない すでに連携している 関係機関がある

連 【18歳未満】 家庭

家庭児童相談室

【39歳まで】

ぷらっとる一む吹田

9~10ページ参照

連携・調整

関係機関

福祉サービス導入 など必要な場合、 関係窓口につなぐ 9~14ページ参照

必要に応じて

18歳未満

要保護児童対策 地域協議会

連携

39歳 まで 子ども・若者支援 地域協議会

- <対応例2:地域の関係団体や子供食堂など地域の関係者が発見した場合>
- ①地域の関係者が、子供の日頃の生活状況から、ヤングケアラーである端緒を発見する。
- ②子供の状況(ケア対象、時間、ケア内容、家庭状況、生活状況、健康状態、本人や家族 の意思等)について情報を整理し、支援の必要性を検討する。

POINT

緊急・虐待の疑いがある場合は、速やかに大阪府吹田子ども家庭センター(児童相談所)や家庭児童相談室などに連絡すること

<連絡先> 9ページ

③必要に応じて、積極的な声掛けや見守り、世帯へのアドバイス等を実施する。

------以下、支援にあたり関係機関の連携が必要な場合------以下、支援にあたり関係機関の連携が必要な場合------

④すでに福祉サービスを受けている場合や特定の福祉サービスが必要である場合は、そのサービスに応じた市の窓口へ連絡・相談する。様々な課題が複合的に絡み合っている場合や判断に迷う場合には、家庭児童相談室や子ども・若者総合相談センター「ぷらっとるーむ吹田」、教育センターに連絡・相談する。

連絡・相談を受けた機関は、発見者からの情報を引き継ぎ支援に当たる。

▶各相談窓□

9~14ページ参照

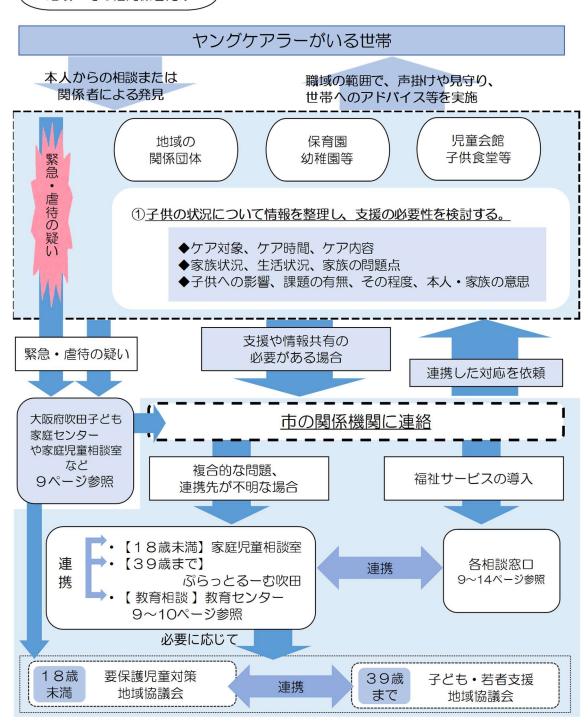
- ▶吹田市家庭児童相談室
- ▶吹田市子ども・若者総合相談センター「ぷらっとるーむ吹田」

▶吹田市立教育センター

- 9~10 ページ参照

- ⑤世帯が養育上の問題を抱えている場合は、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援 地域協議会の個別ケース検討会議等で関係機関が情報を共有し、支援方針を策定して支 援を実施する。
 - <まとめ> 支援の必要性に応じて、以下の対応が想定されます
 - ◇ 地域における見守りで対応可能(③)
 - ◇ 関係機関との連携が必要→地域関係者、関係機関が連携して対応(④)
 - ◇ 要支援児童など→要保護児童対策地域協議会ケースとして対応(⑤)

地域・その他関係者向け



- <対応例3:障がい福祉などのケア対象者に関わる分野の関係者が発見した場合>
- ①障がい福祉サービスや介護サービス等のケア対象者に関わる分野の関係者(ケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護師等)が、業務としてケア対象者やその家族と接する中で、ヤングケアラーの存在を発見する。
- ②発見した事業所内において、情報整理(ケア対象、時間、ケア内容、家庭状況、生活状況、健康状態、本人や家族の意思等)を行うとともに、当該ケースに対してサービス利用調整やその他の家族へのアプローチにより、ヤングケアラーの負担軽減ができないか検討・調整を行う。

POINT

緊急・虐待の疑いがある場合は、速やかに大阪府吹田子ども家庭センター(児童相談所)や家庭児童相談室などに連絡すること

<連絡先> 9ページ

③状況が改善されないなど、関係機関との連携が必要な場合は、市福祉部の各室課と連携 するとともに各サービスの関係者会議等で情報共有を行い、サービス利用計画の見直し や他施策の利用ができないか検討・調整を行う。

POINT

ケア対象者に関わる分野別の総合相談窓口には、以下の機関もあります。詳細については、「ヤングケアラー支援における主な関係機関相談窓口との役割」9~14ページ)をご覧ください。

障がい福祉サービスについて:障がい者相談支援センター(6か所)

-----以下、児童福祉分野をはじめとする多機関連携による支援が必要な場合------

④依然として状況が改善されず、世帯が養育上の問題を抱えているなど、児童福祉分野を始めとする多機関連携が必要な場合は、家庭児童相談室や子ども・若者総合相談センター「ぷらっとるーむ吹田」(9~10ページ参照)に連絡し、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会のネットワーク活用を検討する。

<まとめ> 関係機関との連携の必要性に応じて、以下の対応が想定されます

- ◇ 自機関のみで対応可能(②)
- ◇ 関係機関と連携が必要→専門分野の関係機関が連携して対応(③)
- ◇ 多機関連携が必要→要保護児童対策地域協議会ケース等として対応(④)

保健・福祉分野関係者職員向け

ヤングケアラーがいる世帯

本人・家族からの相談 または関係者による発見

対応・支援を積極的に実施

連携

市

0

福

祉部!

相談窓[

П

11

5

14

ぺ

ジ

緊急・虐待の

疑い

障がい福祉関係

介護保険関係

①情報整理し、負担軽減に向けて対応を検討

整理すべき情報

- ◆ケア対象、ケア時間、ケア内容
- ◆家族状況、生活状況、家族の問題点
- ◆子供への影響、課題の有無、その程度、本人·家族の意思

検討すべき情報

◆導入可能な福祉サービス、その他家族へのアプローチ

②支援に向けて、サービス利用調整等を実施

- ◆福祉サービスの導入
- ◆その他家族へのアプローチ
- ◆必要な連携先への情報提供

ケア負担軽減のため、 サービス提供などの 支援策を積極的に実施

③関係者会議等の実施

◆必要に応じて、関係者会議等を開催し、関係者間での情報共有し、サービス利用計画の見直しや他施策の利用ができないか検討・調整を行う

緊急・虐待の疑い

児童福祉分野をはじめとする 他機関連携が必要な場合

連携・助言等

連

携

大阪府吹田子ども 家庭センター や家庭児童相談室 など タページ参照

- •【18歳未満】家庭児童相談室
- ・【39歳まで】

ぷらっとる一む吹田

【教育相談】教育センター 9~10ページ参照

> _____ 必要に応じて

18歳未満

要保護児童対策 地域協議会

連携

39歳 まで 子ども・若者支援 地域協議会

23

- <対応例4:ヤングケアラー本人やその周囲の方が相談機関に相談したい場合>
- ①ヤングケアラーと思われる子供や若者が、近所の住人や職場の同僚などとの会話の中で、 自分自身がヤングケアラーであるかもしれないことの気づきを得る。

POINT

- ・ヤングケアラーは、自分自身がヤングケアラーであることを認識していないことがあるため、その端緒を発見した近所の住人や職場の同僚は、ヤングケアラーの相談窓口として以下の機関を紹介してください。
- 下記の相談機関は、ご家族の方や近所の住人など、本人以外からの相談にも対応しています。
- ②ヤングケアラーと思われる子供や若者が、各相談窓口に連絡する。

18歳未満

吹田市家庭児童相談室

▶住所

T564-0072

吹田市出口町 19番2号 (吹田市立総合福祉会館)

▶相談時間

9:00~17:30

(土曜日・日曜日、祝・休日、 年末年始を除く)

►TEL

06-6384-1472

39歳まで

吹田市子ども・若者総合相談 センター

「ぷらっとるーむ吹田」

▶住所

〒565-0824

吹田市山田西4丁目2-43 (吹田市立子育て青少年拠点 夢つながり未来館2階)

▶相談時間

月~土 10:00~20:00 日曜日、祝・休日 要予約 ※年末年始、休館日を除く

►TEL

06-6816-8534

教育相談ダイヤル

吹田市立教育センター

▶住所

〒565-0855

吹田市佐竹台1丁目6番3号 (総合防災センター(DRC Suita) 9階)

▶相談時間

9:00~17:00

(平日と第3日曜日)

►TEL

06-6170-1579

<緊急・虐待の疑いがある場合の相談・連絡先>

児童虐待のサインをみつけたときは、ためらわずに連絡・相談することが子供を虐待から守る一歩となります。連絡した人のプライバシーは法律で守られます。

▶ 児童相談所虐待対応ダイヤル(24 時間・365 日)

Tel 189 (いちはやく)

▶ 吹田市家庭児童相談専用電話

(9:00~17:30、土曜日・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

Tel 06-6384-1663

▶ 大阪府吹田子ども家庭センター(児童相談所)

(9:00~17:45、土曜日・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

Tel 06-6389-3526

▶夜間·休日虐待通告専用電話

(月~金曜日の17:45~翌朝9:00及び、土曜日・日曜日、祝・休日、年末年始)

Tel 072-295-8737

▶吹田警察署人身安全係

Tel 06-6385-1234

5 吹田市の取り組み

(1)ヤングケアラー相談窓口

吹田市のヤングケアラー相談窓口としては、家庭児童相談室、子ども・若者総合相談センター「ぷらっとる一む吹田」、教育センターがあります。

まずは相談者の方に寄り添って話を聴き、必要時は連携して、年齢や内容により 適切な支援につなげていきます。

(2) 巡回相談(家庭児童相談室)

ヤングケアラーの問題は、家族内の問題が複合的に絡み合い複雑化する傾向にあり、学校等子供が所属する関係機関が状況の見守りを続ける必要がある場合や、ヤングケアラーの背景にある問題が複数機関にまたがり、つなぎに苦慮される場合もあると考えられます。また、ヤングケアラーの児童・生徒が相談しやすい環境づくりも重要です。

家庭児童相談室では、ヤングケアラー対策として、子育てに不安を抱える家庭に対してホームヘルパーを派遣する「子育て世帯家事・育児支援事業」や、小中学校や児童会館・児童センター、子供食堂、保育所等の子供に関わる機関に対し、ヤングケアラーコーディネーターによる周知啓発や相談支援、気づきツール・アセスメントツールの説明等のため、巡回相談を行っています。

巡回相談でできること

- ア 児童・生徒からの相談への対応、助言
- イ 教職員など、身近な支援者からの相談への対応、助言
- ウ 支援方法、相談環境などへの助言
- エ ヤングケアラーへの気付きポイント、アセスメントツール等の啓発

(3) 啓発チラシ

巡回相談等で配布している啓発チラシ(次々ページ参照)では、ヤングケアラーという言葉を使わず、「家族のお世話のこと一緒に話しませんか」と呼びかける内容にしています。

ヤングケアラー当事者はケアラーという自認がない場合や、ヤングケアラーと呼ばれることで心を痛める場合もあり、啓発も慎重に行っています。

巡回相談イメージ図

家庭児童 相談室

① 学校から電話で巡回依頼

市内公立中学校

市内公立小学校

職員

② 日程調整

③巡回相談

ヤングケアラーの 要素がある、又は 判断つかない場合 等、どんなことで も家庭児童相談室 に相談をしてくだ さい。

判断基準等のアセ スメントツールを 活用します。

児童・生徒 家族の世話でこん なことあるかも

- 寝不足
- •宿題や勉強の時間 がない
- •友達と遊ぶ時間が ない
- •相談できる人がい ない

教職員、SSW、SC もしかしてヤングケ アラーかも

- ・遅刻や欠席が多い
- ・ 昼間に眠そうにし ている
- 幼いきょうだいの 送迎をしているのを 見かける
- ・親の病院付き添い で学校を休む

④ 必要に応じ支援につなぐ

- 子育て世帯家事 育児支援事業
- 障がい、介護などの福祉サービス
- 要保護児童対策地域協議会モニタリング
- 居場所(子供食堂、ピアサポートグループなど)
- ・生活困窮相談など各種相談 など
- ※保育園、幼稚園、児童会館・児童センター、子供食堂等、子供の関わる機関にも巡回相談 を行っています。
- ※ヤングケアラーに限らず、虐待の疑い等がある場合については、通常の通告対応として、 責任者等から家庭児童相談室に御連絡ください。

(啓発チラシ表面)

あなたのことを教えてくれませんか

こま なや おし

あなたが困っていることや悩んでいることがあれば、教えてください。

なか やくわり わたし

おうちの中での役割や、やりたいと思っていることなどを聞かせてもらい、私たちに てつだ いっしょ かんが おも お手伝いできることがないか、一緒に考えたいと思っています。

じゅう じかん

自由な時間がほしい

べんきょう

じかん

勉強をがんばる時間がほしい



おも あなたの想いを おうえん 応援したい



ともだち あそ

もっと友達と遊びたい



かぞく

家族にもっと 笑顔でいてほしい



お約束

かって はな あなたから教えてもらったことを誰かに勝手に話すことはありません

だいじ そんざい かんが

あなたの家族も、あなたも大事な存在だと考えています。みんなが笑顔でいられるよう わたし に私たちも、がんばります。

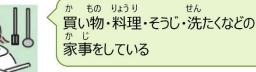
(啓発チラシ裏面)

かぞく せわ

家族のお世話って?

たとえばこんなこと!





している。
している。
(こども家庭庁HP)



年下のきょうだいのお世話をしている

ø まき 目をはなせない家族の見守りや ^{ごえ} 声かけをしている

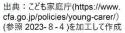




にほんで はな かぞく
日本語が話せない家族や
しょう かぞく つうやく
障がいのある家族のために通訳をしている



しょう びょうき かぞく み まわ **障がいや病気のある家族の身の回りの** せ わ たの 世話をしている(頼まれごとをするなど)





いっしょ はな ちから 一緒に話しませんか? あなたの力になりたいです。

なや き ひと れんらく ま あなたの悩みを聞いてくれる人はたくさんいます。連絡を待っています。

家庭児童相談室(かていじどうそうだんしつ)

【: 06-6384-1472 月~金曜日の午前9時~午後5時30分 : ko-home@city.suita.osaka.jp メールは24時間受付

午後5時30分以降の返信は翌日

こ わかもの そうごう そうだん せんたー

すいた

子ども・若者総合相談センター「ぷらっとるーむ吹田」

なや も さい こども わかもの か ぞく たいしょう そうだん さまざまなお悩みをお持ちの39歳までの子供・若者とその家族を対象にした相談

【:06-6816-8534 月~土曜日の午前10時~午後8時

まういく きょういく そうだん だいやる

教育センター【教育相談ダイヤル】

(:06-6170-1579 月〜金曜日の午前9時〜午後5時 第3日曜日の午前9時〜午後5時

参考資料 1 「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」(-部抜粋)

厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成された「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」では、支援の在り方・姿勢(「連携支援十か条」)や支援のポイントが示されています。

1 支援の在り方・姿勢(「連携支援十か条」)

連携支援十か条

- ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを 各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような 状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通し た目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけ、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

2 支援のポイント

3.3 本人や家族の意思確認

- ○ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合、本人や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要です。
- ○本人や家族の意思を確認することは、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐことになります。これは本人や家族との信頼関係を構築していく上でもとても大切なことです。
- ○例えば、ヤングケアラーと思われる子どもは何らかの支援を希望しているが、家族(保護者)としては家族の置かれている状況を人に言いたくないという場合があるなど、本人と家族の希望が異なることもあるかもしれません。その場合においても、家族ありきの支援ではなく、ヤングケアラーである子どもを中心とした支援はどのようなものかを検討することが大切です。
- ○以下に、本人や家族の意識を確認する際のポイントを挙げていますので、参考にしてく ださい。

図表 11:本人や家族の意思を確認する際のポイント

- ・ 虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、<u>あくまで本人や家族の意思を尊重</u>する。<u>必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではない</u>ため、ヤングケアラー本人や家族の<u>想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向ける</u>だけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減すると考えられる。
- ・ ヤングケアラー本人や家族は、<u>当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族</u> <u>の中での役割</u>がある。また、家族が子どもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もある。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの<u>想いやプライドを尊重する姿勢</u>は極めて重要である。

本事業におけるアンケート調査結果及び本事業の有識者委員の助言をもとに作成。

○なお、本人や家族の意思確認は、この段階に限って一度だけ行うというものではありません。支援を続けていく中で、必要に応じて繰り返し行い、本人や家族の状況や意思を確認することが大切です。

3.4 リスクアセスメント・多機関連携の必要性の判断

3.4.1 リスクアセスメント実施の重要性

○ヤングケアラーと思われる子どもを発見した後は、すぐに支援につなげる必要があるか 否かの判断が求められます。子ども本人や家族の命に危険が及んだり、心身に危険が及 んだりする可能性がないか、重大な権利侵害がないかなどを確認し、そのリスクがあれ ば速やかに児童相談所、自治体に連絡を取りましょう。児童相談所による一時保護、自 治体による緊急の福祉サービス導入、入院などの対応が検討される場合もあります。

3.4.2 初期介入のポイント

- ○リスクアセスメントを行い、緊急で介入する必要がないことが分かったとしても、ヤング ケアラーと思われる子どもや家族がつらい状況にあるなど支援が必要と考えられる場 合は、初期介入をすることになります。
- ○なお、緊急での介入が不要と判断された場合であっても、その後の状況変化によって、 緊急での介入が必要になる可能性があることには留意が必要です。
- ○以下に、初期介入時のポイントを記載しますので、参考にしてください。

図表 12:初期介入時に意識すべきポイント

通番	ポイント	解説
		・ 日頃から子どもと接する時間が長い程、変化に気づきやす
	ヤングケアラーを	<u>い。</u> その点、 <u>学校はヤングケアラーを発見しやすい立場</u> にあ
1	発見・把握した機	り、ヤングケアラー本人にとっても、日頃から接している学
'	関が初期介入を	校の先生の方が話しやすい場合が多い。
	行う	・ 学校に限らずとも、まずは <u>ヤングケアラーを発見・把握した</u>
		機関が本人や家族から話を聞くのが望ましい。
		・ヤングケアラーや家族などが行う <u>ケア内容や時間を把握し、</u>
		必要なケアの全体像とヤングケアラーが担っている部分を
		<u>整理</u> する。
		・ ヤングケアラーの <u>生活状況を把握する</u> 他、 <u>平日と休日のス</u>
2	支援に必要なアセ	<u>ケジュール</u> も大まかに把握する。
	スメントを行う	・ ヤングケアラーの <u>身体的、精神的健康状態を把握</u> する。
		・ 教育を受ける権利、休み・遊ぶ権利など子どもの権利が守
		<u>られているかを把握</u> する。
		・ 上記の情報などを踏まえ、 <u>支援の必要性について検討</u> す
		る。

通番	ポイント	角军言兑
世 世		V-17-7
	ヤングケアラー本	・ ヤングケアラーがケアをする対象者やケアの内容は様々。ヤ
	人のみならず、家	ングケアラー本人の支援をしたとしても、ヤングケアラーの <u>ケ</u>
3	庭全体へのアプロ	<u>アの負担自体が軽くなるわけではない</u> ため、ヤングケアラー
	ーチが必要だと理	が直面する課題に対しては、ケア対象者を含む家族全体への
	解する	<u>アプローチが必要</u> 。
		・ ヤングケアラー本人や家族から家庭の状況について多くの情
		報を聞くことは、 <u>過度な負担を強いる</u> ことにもつながりかね
		ない。状況把握を急ぐあまりヤングケアラー本人や家族の意
		 思を尊重できず、支援者との関係性がこじれてしまわないよ
		 う留意する。
	伴走支援の視点を 持つ	 ・ ヤングケアラーやその家族が家庭の状況を知られることを望
4		 まない場合もある。焦らず、意思決定のサポートをしながら、
		 本人や家族に 寄り添い続けていく 中で話が聞ける場合もあ
		ි.
		 ・ 家庭の状況は複雑であり、簡単に解決できるものではないた
		め、単にサービスを提供するだけではなく、ヤングケアラー本
		人や家族に 寄り添い、長期的な関わり が必要。
		7 (3 MAX (<u>-13 7 MAX (22 MAX 2 3 MAX (17 7 M</u>
		・ 家庭の状況を周囲に知られたくない場合が少なくない。学
		校のクラスメイト等、本人以外の第三者に知られないように
_	プライバシーへの	話す等、プライバシーに十分な配慮が必要。
5	配慮	・ 本人の意思を確認することなく、本人からの相談内容を家
		族に伝えることは原則的にしない。本人との関係性が崩れる

通番
通番

3.4.3 連携して行う支援が必要となる場合

- ○必ずしもすべてのケースにおいて連携して支援を行う必要はありませんが、ヤングケア ラーのおかれている状況が、経済的困窮や要介護(介護が必要な状態)、精神疾患など、 様々な課題が複合的に絡みあっている場合には、関係各所が連携して、組織横断的に 取り組むことが求められます。
- ○また、ヤングケアラー本人やその家族に対して、これまで接してきた担当機関・部署とは 異なる立場から話をすることで、必要な支援につながるきっかけができる場合もありま す。
- ○自機関・部署で解決できるか否かの判断に迷う場合は、そのままにせず、状況が深刻化する前の段階で、関係機関に対して連携して支援を行う必要性や可能性について、相談してみてください。

参考資料2 「ヤングケアラーの支援に向けて」

ここでは、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課が、教職員向けにヤングケアラーの支援の方向性について整理し、まとめたパンフレットを紹介します。

ヤングケアラーの支援に向けて



©2014大阪府もずやん

令和5年10月 大阪府教育庁 小中学校課

ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、 買い物・料理・掃除・洗濯などの家 事をしている。



家族に代わり、 幼いきょうだいの 世話をしている。



障がいや病気の あるきょうだいの 世話や見守りを している。



目の離せない家 族の見守りや声 かけなどの気づか いをしている。



日本語が第一 言語でない家族 や障がいのある 家族のために通 訳をしている。



家計を支えるため に労働して、障が いや病気のある 家族を助けてい る。



アルコール・薬物・ ギャンブル問題を 抱える家族に対 応している。



がん・難病・精神 疾患など慢性的 な病気の家族の 看病をしている。



障がいや病気の ある家族の身の 回りの世話をして いる。



障がいや病気の ある家族の入浴 やトイレの介助を している。

こども家庭庁HP「ヤングケアラーについて」 https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/

「すくすくウォッチ」児童アンケートの結果から見えた傾向 (04・05年度実施)

【調査方法】「すくすくウォッチ」の児童アンケート(全74間)のうち、以下4間を質問項目として、児童が回答する。 【対象】 府内小学校5・6年生全員

- (1) あなたは「家庭の仕事」をしていますか。あてはまるものをすべて選んでください。
- (2)「家庭の仕事」をすることはどれくらいありますか。
- (3) 学校がある日に、「家庭の仕事」は1日のうちどれくらいしていますか。
- (4)「家庭の仕事」をしていることによって、あなたに起こっていることはありますか。

傾向1

「家庭の仕事」に携わる機会が 比較的多い児童は、「家庭の 仕事」を否定的に捉えるのみな らず、肯定的に捉える割合も 高い。

子どもによっては、「家庭の仕事」 にやりがい等を感じている場合も あることから、まずは話を丁寧に 聞き取り、本人の気持ちを尊重 した対応を検討する必要がありま す。

傾向2

「家庭の仕事」の内容のうち、 「大人にかかわるもの (±1)」、 「きょうだいにかかわるもの (±2)」 を担う児童の方が、「家庭の仕事」に対し、否定的に捉える割合が高い。

「家庭の仕事」に携わる機会が 多い子どものうち、特に、「大人 にかかわるもの」「きょうだいにかか わるもの」を担う子どもは、状況 把握に努めておく必要があります。

(注1) 病験へ一緒に行くことやお風呂のお甘葉、通新等 (注2) めんどうを見ることや保育所のおむかえ等

傾向3

児童一人ひとりを経年で比較 すると、多くの児童が「家庭の仕 事」に携わる頻度や1日あたり の時間が変化している。

どの子どももヤングケアラーとなる 可能性があることから、特定の子 どもに偏ることなく、できるだけ短い スパンで、すべての子どもの状況 把握に努める必要があります。

学校における取組み

STEP1「理解する」

年度当初の職員会議や、校内の生徒指導に係る教職員研修等において、 すべての教職員がヤングケアラーについて理解し、左頁の傾向も踏まえたうえで、 支援を実施できるようにしましょう。短時間であっても折に触れ、教職員の意識を 高めておくことが大切です。

STEP 2 「気づく」

定期的なスクリーニング※の実施

すべての子どもを対象に

•	教職員	3等	こよる	日点	O	細窓
•	サス州 明5	- TJ	600	L		止ルスス

- □ 遅刻、早退、欠席しがち □ 宿願や持ち物等の忘れ物が多い
- □ 保健室で過ごしていることが多い □ 友だちと遊んでいるところをあまり見かけない
- □ 授業中の集中力が欠けている、居眠りをしていることが多い

●子どもとの日常の会話 ↓□

担任の先生等との会話

※子どもから「家庭の仕事」に関する話が出てきた場合は、気にかけておく。 特に、「大人にかかわるもの」「きょうだいにかかわるもの」の場合は、より丁寧に対応する。

【気づくための取組み例】

- ●個人ノート
- ●1人1台端末を活用した「心の健康観察」 ●生活アンケートの項目の工夫 (項目例)
 - 〇今日のこころの天気は。

 - (ア、晴れ イ、曇り ウ、雨 エ、雷) ○なぜ、そのこころの天気になっていますか。
 - (ア、友人関係のこと イ、勉強のこと
 - ウ、部活動のこと エ、先生のこと
 - オ、家庭でのこと、カ、わからない・・・ など)

教育相談期間の設定

- (項目例)
- ○次の中から、家庭で過ごす時間が長いものを 2つ選んでください。
- (ア、家庭学習 イ、読書 ウ、家族との会話 エ、家事手伝い オ、家族のお世話…など)
- ○次のうち、困っていることはありますか。
- (ア、友人関係のこと イ、勉強や進路のこと
- ウ、クラスのこと エ、部活動のこと
- オ、自分のからだやこころのこと カ、家庭でのこと キ、自分のために使える時間が少ないこと…など)

できるだけ短いスパンで子どもがSOSを発信できる機会を持つことや、担任だけで なく、他の教職員やSC・SSW等の専門家も含め、複数で子どもの様子を確認 する機会を持ちましょう。

日々の観察等のなかで気になることや、リスクにつながる回答の組み合わせ等を 教職員で共通理解しておく必要があります。

※スクリーニングとは

すべての子どもを対象に、共通の基準で観察・確認し、気になる子どもをピックアップ、適切な 見立て、支援につなげるものです。よって、スクリーニングシートを活用するものだけがスクリーニング ではなく、「気づく」プロセスに係るすべての取組みは「スクリーニング」の概念に基づくものとなります。

STEP 3 「見立てる」

※ STEP 2 「気づく」からSTEP 3 「見立てる」は、一方向ではなく、 STEP3「見立てる」からSTEP2「気づく」に戻ることもあり、 このプロセスを繰り返しながら、子ども理解を深めていくことになります。

気になる子どもを対象に

- ミニケース会議等の実施
 - ・スクリーニング等で集約した情報を、SC・SSW等専門家も含め、共有する。
 - ・当該の子どもに面談等を行うためのミニケース会議等を実施する。
- 面談等により、子どもの困り感や支援ニーズの確認
 - ・担任の先生等、養護教諭、SC・SSWによる面談

- 「家庭の仕事」の内容、1日あたりの時間、頻度等の確認
- - おうちの手伝い(仕事)によって、自分のことが後回しになることがありますか。
 - おうちの手伝い(仕事)を一緒にやったり、気持ちを相談できる人はいますか。 など
- ●支援ニーズの確認
- あなたが「こうなりたい・したい」と思うことはありますか。
- あなたは自由に使える時間が(もっと)ほしいですか。など

まずは、丁寧に子どもの話を聞き取り ましょう。

自身の置かれている状況を肯定的に 捉えている可能性もあるため、支援あり きで面談するのではなく、本人の気持ち を尊重しながら、確認しましょう。

STEP 4 「支える・つなぐ」

「支える」

- 支援計画等の作成
 - 誰が(どこが)支援をどのタイミングで行うか等、ケース会議で検討・支援内容を明確にする。
- モニタリングの実施

「家庭の仕事」に携わる機会等、子どもに係る状況は日々変化することから、支援計画に 基づき、定期的なモニタリングを実施する。また必要に応じて、支援計画を見直す。

- ◇ 子どもに対する日々の見守りや声かけも大切な支援内容の一つであり、いつでも本人 が相談しやすい状況を保ちましょう。
- ◇ 校内で、当該の子どもの状況を共有し、どの先生も同じ対応ができるようにしましょう。

「つなぐ」

関係機関につなぐ

子どもの置かれている状況(生活困窮、家族が要介護など)や支援ニーズによっては、 本人や家族の同意を得ながら、SC・SSW、教育委員会と協議のうえ、関係機関と連携し、 支援を進めていく必要があります。

児童虐待が疑われる場合は、ためらわず通告

通告は義務です。守秘義務違反に当たりません。虐待の判断は児童相談所等の専門機関が行います。 保護者との関係よりも子どもの安全安心を優先にしてください。

本パンフレットのホームページ

・本パンフレットの電子ファイルや内容の変更等の最新情報を掲載していますのでご参照ください。

ホームページ 大阪府 小中学校課 ヤングケアラー

★ 大阪府教育庁市町村教育室小中学校課 令和5年10月発行 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 TEL: 06-6944-3823

38

参考資料3

「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」(-部抜粋)

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」

ヤングケアラー支援に係る アセスメントツール等の 使い方ガイドブック

第1章 はじめに

1.1 ヤングケアラーとは

- YC には法令上の定義はありませんが、厚生労働省のホームページ上では、「『ヤングケアラ ー』とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこど ものこと」とされています。
- こどもが家事や家族の世話をすることは、家庭内での役割としてこれまでも一般的に行われて きたことであり、こどもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いはこどもの思いやりや責 任感などを育むなどの良い面もあります。
- 一方で、こどもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと、 こども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、社 会性発達の制限、就労への影響などが出てくることがあると報告されています1。

図表 1:YC が行っていることの例



障がいや病気のある家族に代 わり、買い物・料理・掃除・ 洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだ いの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだ いの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや 声かけなどの気づかいをして いる



日本語が第一言語でない家族 や瞳がいのある家族のために 通訳をしている



家計を支えるために労働をし て、障がいや病気のある家族 を助けている



アルコール・薬物・ギャンブ ル問題を抱える家族に対応し ている



がん・難病・精神疾患など慢 性的な病気の家族の看病をし の回りの世話をしている ている



障がいや病気のある家族の身



障がいや病気のある家族の入 浴やトイレの介助をしている

出所:厚生労働省ホームページ

○ 巻末の付録において、YCと関係の深い子どもの権利や、YCの事をよりよく理解するためのと ントを紹介していますので、是非ご確認ください。

- 1.4.3 ヤングケアラーを支援につなげることの難しさ(関係するツール: YC 気づきツール(こども向け)、YC アセスメントツール)
 - まず、**YC を支援につなげることが難しくなる要因**としては、以下の点が挙げられます。
 - ➤ こども、または家族が支援を拒む、望まない

本事業におけるヒアリング調査結果をもとに作成。

- 支援を拒むのがこどもなのか、家族なのかによってアプローチが異なることが推察されますが、本事業における成果物である「**YC 気づきツール(こども向け)**」、「**YC アセスメントツール**」は、特に、支援につなげるうえで見落とされてしまう可能性がある**こどもの気持ち**を中心に据えたものです。
- こどもが支援を拒む理由を知ることができれば望ましいですが、そもそも理由を教えてもらえない、教えてもらったとしても本心ではないように感じるという場合もあると思います。こどもの気持ちを少しでも理解するヒントとして、本事業のヒアリング調査で得られた元 YC の想いを、参考までにご紹介します。

図表 8:元 YC の声

- 父親が精神疾患を持っていたが、それを支える事が自分の使命であり、人生だった。皆からも父を支えてやれと言われていて、頑張っていた。そこに先生がやってきて、「君はYC だからそこまで頑張らなくていい」と言われたら否定されたように感じる。
- 家族は自分が生きている場所であり大切な存在である。
- 母親を助けたくてやっているだけなのに、そのことについて質問をされるということ自体が、自分がやっていることを否定されているように感じる。
- ▶ 自身は中学生の時は人間不信で、手を差し伸べられても、どうせ分かってもらえないと思っていたため、聞かれても「何でもない」と答えていた。YC であるこどもの中には、自分の心を開いたら傷ついたという経験があるこどもも少なくないと思う。

(参考) YC 経験のある支援者からのメッセージ

- ◆ 最近、**支援者側の発言**に対して YC が傷ついてしまい、YC であるこどもの**心のシャッターが下りてし まう**ような場面によく遭遇します。支援者側は特に相手を傷つける気持ちはなく発言したのに、その反 応の理由が分からずに戸惑ったり、あるいは反対に相手に対して怒りが起こる気持ちさえあるような印 象でした。
- ◆ そういうことが起きた時、**当事者は**「やっぱりほかの人は私の気持ちなんか分からない、人は信用できない」という気持ちになり、「もう人に自分の気持ちを言っても仕方がない」と**諦め、支援者側は**、「なんだかこの人たちは難しい」「もう関わりたくない」と**苦手意識**が出てしまい、両者がお互いに付き合うのを避けてしまうということにもつながりかねません。
- ◆ そのため、支援者としてまず知っておくべきことは、<u>当事者の気持ちは</u>、その状況を経験してきた<u>当事</u> <u>者にしか分からない</u>ということ、反対に、当事者側も、支援者などの大人の気持ちは分からないという ことを認識することが重要です。
- ◆ その両者がお互いに分かりあうためには、「傷つけた」「傷つけられた」でおしまいではなく、傷つけてしまったことが分かった時、「傷つけてしまってごめんね、でももっと君のことを分かりたいから、なぜ傷ついたか教えてくれないかな」などと、「分からない」けれど「分かりたい」と言う気持ちを持って諦めない。ことが大事で、続けて話を聴くことからお互いが理解し合える関係が生まれるのではないでしょうか。

1.4.4 ヤングケアラー支援で求められること(虐待対応との関係において)

- 児童虐待の場合は法令上においても即時の介入が求められます。こどもが YC の状態におかれていて、なおかつ児童虐待と判断できるケースもありますが、そうではない場合、個人情報保護の観点も踏まえ、即時の介入は難しいことがあります。
- その場合、周囲の大人ができることは、<u>①こどもにとっての選択肢を増やすこと</u>、<u>②こどもが素直</u> な気持ちを表出できる関係を持った人がこどものそばにいる環境を作ることが挙げられます。
- こどもに選択肢を提示したとしても、こどもが素直に支援ニーズを他の人に伝えられない場合もあります。また、仮に必要な支援につながったとしても、こどもの気持ちに十分に寄り添うことができていない場合、図表 8 のようにこどもに心の傷を残してしまう場合もあります。
- 「こどものために行ったことが、かえってこどもを傷つけてしまった」という悲しいことが起きないよう、本 事業で作成した各種ツール等が、こどもがいつでも助けを求められる環境を作る際の一助になる ことを願っています。

- ▶ 母が発病した時、異変に気付いて声をかけてくれた先生がいた。だが、その先生に話したことがすべて児童相談所に伝わっていて、親が児童相談所から呼ばれた事があった。 信頼していた先生に裏切られたと感じ、大人への不信感を持った。
- ➤ 私は小学生の時に児童相談所に預けられ、親が病院に入るという環境になった。こどもとしてはそれが当たり前の環境だったので正常なのか異常なのかが分かっていなかった。 家族と分断され、状況が分からないまま時間が過ぎていった。こどもであった私のことは 置き去りのまま、支援が進んでいった。
- → 今の世界にそれなりに満足しているのに、「こっちが本当は良い世界なんだよ」と言われても、そういう世界を知らないこどもには恐怖しかない。
- **家族のケアはこどもらしくいたい気持ちを抑えながらしている**ので、大人側からポジティブな面を聞かれると、「あなたさえ、いい子で居たら丸く収まるんだ」というプレッシャーになり、余計に心を閉ざしてしまう</mark>ように思う。
- 関係が築けている人が聞くかどうかであり、関係がない人から聞かれたらやはり反発する。何で答えないといけないのか、答える事で誰かが家に入ってくるのではないか、これ以上ぐちゃぐちゃしないでくれ、とも思う。

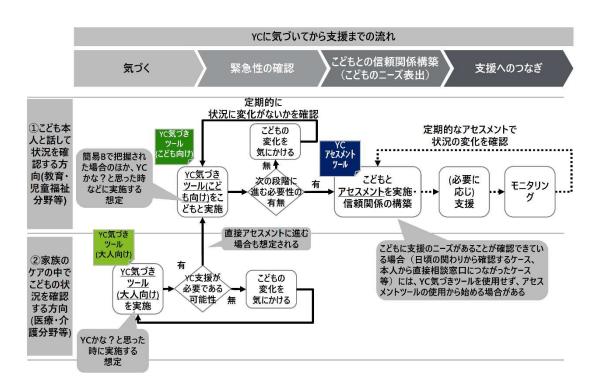
本事業におけるヒアリング調査、アンケート調査結果をもとに作成。

- YC がおかれている状況は多岐にわたります(付録 2.2 も参照ください)。上記のように考えるこどももいれば、そうではない場合もあります。あくまでこども一人一人がおかれている状況や、そのこどもの気持ちに寄り添うことが重要です。
- こどもの気持ちに寄り添うために確認しておくべき視点を「**YC 気づきツール(こども向け)**」、「**YC アセスメントツール**」でお示ししています。なお、必ずしもすべてのこどもが支援ニーズを持つわけではないため、**支援につなげることありきで接することがないようご留意ください**。

1.5 各種ツール利用の流れ(活用例)

- 各種ツールはこどもとの関わりの程度に応じて、必要なツールを必要な時に活用することを想定しています。そのため、大人の所属機関・部署の分野ごとで活用するツールを限定したり、活用するタイミング、活用順序を一義的に定めることはしていません。各自治体の実態に応じて活用をご検討ください。
- 各種ツールの活用例を下図でお示ししていますが、あくまで一例としてご参照ください。

図表 9: 各種ツールの利用の流れ(活用例)



第2章 各種ツールの使い方

2.1 各種ツール使用時に必ず守ってほしいこと

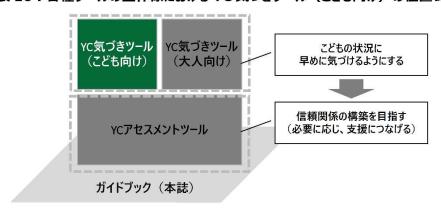
- 各種ツールを活用してこどもから話を聞く際は、必ず以下の点に目を通すようにしてください。こどものためを思っての行動が、かえってこどもを傷つけることにならないよう、ご理解の程よろしくお願いします。
 - YC に関する理解が十分ではないと感じる場合は「1.1 ヤングケアラーとは」、「1.4.3
 図表8:元 YC の声」、「付録 2.ヤングケアラーに関する基本事項」に目を通す (各種 ツールを用いて YC と思われるこどもと接する場合は、YC に関する基本事項の理解が重要です)
 - こどもに話を聞く際に、「**話を聞く目的**」、「**話をするとこの先どうなるのか**」、「**こどもから聞いた話を、こどもの同意なく第三者に話さないこと**」を伝え、同意を得たうえで話を聞く (信頼していた大人に話したつもりが、本人の同意なく第三者に共有されてしまうことで心を閉ざしてしまうこどももいることを理解する)
 - YC の気持ちに寄り添う
 - ➤ YC であることも・家族の尊厳を大事にし、これまでの取り組みに対して敬意を払う (こどもやその家族の価値観を受け止める)
 - ➤ YC であるこどもの事も、ケアの対象となる家族の事も、ともに大事な存在だと考え、 心配している、という姿勢を持つ
 - ▶ 支援につなげることを焦らない (緊急の場合を除く) (会って話をする回数をできるだけ多くし、日常的な会話の延長で少しずつ尋ねてい くことが望ましい)
 - ➤ こどもと同じ目線での「対話」の姿勢を持つ(決めつけや、予断を持って相手を見ない)
 - ▶ 信頼関係が深まっていく中で、ようやく明らかになることがあることを意識しておくこと (最初は本音を語らない、語れない場合がある)
 - こどもに話を聞く際は、一つ一つの項目を尋問のように形式的に聞き取らない
 - <u>各種ツールにあるすべての項目を必ず聞き取る必要はないことを理解する</u> (他機関で既に情報を持っている可能性もあるので、無理に聞く必要はありません)
 - 家族のケア、お手伝い自体が悪いこと、という誤ったメッセージがこどもに伝わらないよう 留意する

2.2 ヤングケアラー気づきツール (こども向け) の使い方

2.2.1 目的等

- YC 気づきツール(こども向け)の位置づけ及び目的等は以下の図表をご覧ください。YC 気づきツール(こども向け)で示す視点をこどもに確認し、こどもから、「さらに詳細な話をしてもよい (現状からの変化を望む等)」という回答が得られた場合は、適宜「YC アセスメントツール」 の利用につなげます。
- 上記の回答が得られない場合は、無理に「YC アセスメントツール」の利用につなげることは避け、こどもの様子を見守るようにしてください。また、相談先として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、自治体の相談窓口を紹介しておくとよいでしょう。

図表 10: 各種ツールの全体像における YC 気づきツール (こども向け) の位置づけ



図表 11:YC 気づきツール (こども向け) の目的等

	YC 気づきツール(こども向け)
目的	◆ こども本人との接点の中で 、YC 支援が必要となる可能性を確認する視点を示し、YC に 早
	めに気づけるようにする (必要に応じ、 YC アセスメントツールの利用につなげる)
使用場面例	⇒ こどもとの接点のある大人(分野問わず)がこどもとの会話の中などで確認する
	(学校の場合、教育相談の際、定期的な相談の場面、保健室での相談場面、スクールソーシャルワーカー/スクールカウンセラーとの面談時、教員と養護教諭やスクールソーシャルワーカーとの共同使用等)
	♦ 各自治体等で用いている既存ツールに、YC 気づきツール(こども向け)の項目を盛り込む
備考	

2.2.2 ヤングケアラー気づきツール(こども向け)の視点・項目別ガイド

○「YC 気づきツール(こども向け)」では以下の視点及び項目でこどもの状況を確認することを目指します。

図表 12:YC 気づきツール (こども向け) の視点

視点	確認内容	視点ごとの留意点、確認のポイント	関連項目
こどもが行う	・こどもが、YCと考えられる家庭内の役	幼い頃からケアを行っている場合、ケア	項目1
ケア等の	割を担っているか及びそれをせざるを	をしているという認識がない場合もある	
状況	得ない状況かを確認	点に留意が必要。	v
こどもの	・家族、友達、勉強、学校、将来、生	・こどもが抱える困りごとがケアに起因す	項目2
困り感	活、お金など広く困り感を確認	るか否かの判断が難しい場合があるた	
		め、広く確認する。	
子どもの	・こどもの主観的な気持ちを聞く中で、	・ ケア等をすることをこどもが負担に感じ	項目3、
権利が守ら	子どもの権利が守られているかを確認	ている様子があれば、見守り時の声か	4
れているか		けの頻度を上げるなど、状況の変化に	
		気づけるよう留意が必要。	e
心身にかか	・心身の不調、対応の緊急性の確認	・希死念慮等が確認された場合、こど	項目4
る負担の		もの意思にかかわらず、適宜、養護教	
程度		諭等の専門職と相談し、緊急性を判	
		断して対応する。	D.
こどもの	・ こどもが、周囲に助けを求めることがで	こどもが孤立している様子があれば、	項目5、
孤立の状況	きる状況にあるのかを確認	見守り時の声かけの頻度を上げるな	6
		ど、状況の変化に気づけるよう留意が	
		必要。	
その他	・ こどもがさらに詳細な話を聞かせてくれ	・こどもが、より詳細な内容を話すことに	項目 7
	る(現状からの変化を望む等)かを	同意した場合は YC アセスメントツー	
	確認	ルの活用につなげる。	
		・こどもの孤立、子どもの権利が守られ	
		ていない等が懸念される場合であって	
		も、詳細な話をすることを拒む場合は	
		支援につなげることを焦らず、こどもの	
		気持ちに寄り添い、こども自身が変化	
		を望むまではこどもとの関係構築に努	
		める。	a .

図表 13:YC 気づきツール(こども向け)の項目別ガイド

項番	質問項目	解説
1	あなたは、(大人の代わり に、)家族(病気や障が いのある家族、高齢の家 族、幼いきょうだいなど)の お世話や気持ちを聞くなど のサポート、家の用事など を日常的にしていますか?	・YCに該当する可能性を確認する項目。 ・「大人の代わりに」という表現は一般的なお手伝いとの区別のために記載している。ただし、ひとり親家庭等、お世話等の担い手がこども以外にいない場合等は、こどもが「大人の代わりに」ではなく、自分の役割だと認識して、「いいえ」に該当する場合もある。そのため、必要に応じて当該表現を除いて質問することも検討する。 ・言葉ではイメージしづらい場合は、第4章「こども向けガイド」に記載のお世話等の例示を見せながら確認する。 ・「いいえ」に該当する場合であっても、素直に回答できていない可能性もあるため、必要に応じて以降の項目を確認し、こどもに対する理解を深める。また、気になる様子があれば見守りや声掛けを行い、何かあればいつでも相談してほしいなど、いつも気にかけていることを伝えることが望ましい。また、「いいえ」という回答の場合、他の項目を聞きづらくなる可能性があるため、項目2から聞く方が良い場面も考えられる。
1 ①	(更問)家族のお世話や 気持ちを聞くなどのサポート、家の用事のために、自 分のこと(遊びや勉強、部 活など)が後回しになるこ とがありますか?	・家族のお世話等を優先的にやらざるを得ない状況にあるのかを確認する項目。 ・断ることができない場合、子どもの権利(休み、遊ぶ権利など)が守られていない可能性がある。
2	なにか困っていること、心配や不安になったりすることはありますか? (家族のこと、友達関係のこと、勉強のこと、学校のこと(遅刻、早退、欠席など)、将来のこと、生活のこと(食事や睡眠)、お金のこと、何でも)	・こどもが抱える困りごと等を確認する項目。 ・こどもが抱える困りごと等について、まずは広く困り感を確認するのが望ましい。そのうえで、【YC アセスメントツール】等で会話を重ねる中で、適宜こどもに確認(家族のお世話等がなくなれば解消するか等)、もしくは大人側で判断する。
3	自分のための時間 (遊ぶ、勉強する、部活動に参加するなど) がない、または、少ないと感じたりすることはありますか?	・自分のための時間に関するこどもの主観的な気持ちを確認する項目。 ・「時間がない」等の状況について、まずは広く確認する。そのうえで、【YC アセスメントツール】等で会話を重ねる中で、適宜こどもに確認(家族のお世話等がなくなれば解消するか等)、もしくは大人側で判断する。 ・発達の段階によっては自分を客観視できず、項目に記載のように感じることが難しい場合もあるが、ここではあくまでこどもの感覚を確認する。
4	体調が悪くなったり、疲れて しまったり、こころが苦しくな ることはありますか?	・心身の不調、疲労感を確認する項目。 ・体調不良等の状況について、まずは広く確認する。そのうえで、【YC アセスメントツール】等で会話を重ねる中で、適宜こどもに確認(家族のお世話等がなくなれば解消するか等)、もしくは大人側で判断する。

項番	質問項目	解説
41	(更問) 食べられなくなっ	・項目4が「ある」の場合に、身体的、精神的不調の重症度を追加的に確
	たり、眠れないことはありま	認する項目。
	すか?	・食べたいのに食べられない、眠りたいのに眠れない、などの状況にあるかを確
		認する。
42	(更問)逃げ出したい、	・項目 4①が「ある」の場合に、精神的不調の重症度を追加的に確認する項
	消えてしまいたいと思うこと	目。
	はありますか?	・早期に保健師やカウンセラー等の専門職につなぐなど、当該項目に該当があった場合の対処方法を予め決めておくことが望まれる。
		・なお、「逃げ出したい」と「消えてしまいたい」では意味あいが異なるが、こどもが
		追い詰められた時、家の外に逃げ出せるこどもとそうではないこどもがいることが
		考えられる。さらに、家の外に逃げ出せないこどもは、意欲の低下や、自傷他
		害につながるリスクなども考えられる。
5	あなたの周りに、あなたの 気持ちを理解してくれる人	・精神的な支えになる人がいるのかという観点で、こどもの孤立の状況を確認 する項目。
	や相談できる人はいます	・具体的に誰が支えになっているのか等の具体的な内容を聞くか否かは、こど
	か?	もの状況に合わせて判断する。【YC アセスメントツール】等で会話を重ねる中
		で聞く方がこどもが答えやすい可能性がある。
		・質問者がこどもの精神的な支えになっている場合もあるため、「自分を頼って はいけない」、という誤ったメッセージにならないよう留意する。
		・この項目に「はい」という回答があったとしても、必ずしも YC としての悩みを相 談できているわけではないことに留意する。
		・精神的な支えは大人の場合もこどもの場合も考えられる。ただし、こどもと比
		較して大人の方が、困り感を軽減するための選択肢をより多く持っている可能
		性が高い点には留意する。
51	(更問) その人に相談し	・項目 5 が「いる」の場合に、こどもの孤立の状況を追加的に確認する項目。
	たことはありますか?	・相談できると考えていた人であっても、実際に相談した際にこどもの期待に沿 えない場合も考えられるため、相談した実績があるかを確認する。
		・この項目に「はい」という回答があったとしても、必ずしも YC としての悩みを相 談できているわけではないことに留意する。
		│ │・この段階で相談内容や継続的な関わりなどの詳細までを聞くか否かは、こど
		もの状況に合わせて判断する。【YC アセスメントツール】等で会話を重ねる中
		で聞く方がこどもが答えやすい可能性がある。
6	家族のお世話や気持ちを	・家族のお世話等を行う際の協力者がいるのかという観点で、こどもの孤立の
	聞くなどのサポート、家の用	状況を確認する項目。
	事などを一緒にやったり、手	・親やきょうだいと一緒に行っている場合であっても、関係性次第では負担感
	伝ってくれる人は周りにいま	が強い場合があることに留意する。
	すか?	
6①	(更問) (もし、代わりに	・項目6に関連して、こどもの支援ニーズを簡易に確認する項目。
	やってくれる人がいるのであ	・より詳細なニーズについては【YC アセスメントツール】のIVで確認する。

項番	質問項目	解説
	れば)家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを誰かに手伝ってもらいたいですか?	・「もし、代わりにやってくれる人がいるのであれば」という表現は、誰かが手伝うことをイメージできないこどももいるために記載している。こどもの状況に合わせて適宜省略する。 ・こどもが住む自治体等で、ヘルパー派遣などのこどもの負担を軽減する支援施策がない場合、こどもの期待を裏切ることにもなりかねないため、あくまで仮の話であるという前提を明確に伝えることが求められる。 ・家族に本心が伝わった際の影響(怒られる、家族の気持ちが不安定になるなど)を心配して素直に答えられないこどもがいる可能性もある。そのため、今回聞いた話は勝手に口外することはないことを繰り返し伝えて安心して話せる環境を作る必要がある。
7	(また別の機会に、)あなたのことや家族のこと、家族のお世話などをしてどのように感じているかなどについて、もう少しお話をきかせてもらえませんか?何か私たちにできることはないか、一緒に考える時間をもらいたいと思っています。	・自らの意思で前向きに家族のお世話等を行うこどももいること、様々なことを聞きすぎるとこどもの負担になることを踏まえ、この段階でこどもの意思を確認する。 ・話を聞かせてくれるという回答があった場合は、追加的に話を聞く機会を必ず設ける。また、次に話を聞く機会までに間があいてしまう場合は、事情を説明し、こどもが「放置されている」と感じることがないように留意する。 ・支援ニーズがある場合も、一度時間をおくことで、こども自身が家族のお世話等について振り返る時間を設けることにもつながる。 ・断られた場合も、何かあれば、いつでも相談に乗ることを伝えるとともに、自治体の相談窓口などを紹介しておくとよい。

2.2.3 ヤングケアラー気づきツール(こども向け)活用における留意点/工夫点

○「YC 気づきツール(こども向け)」を活用する際は以下の点にご留意ください。

活用前

- ▶ 「2.1 各種ツール使用時に必ず守ってほしいこと」に必ず目を通したうえで使用する。
- プライベートな話題のため、他の人に聞かれない場所で話を聞くなど、こどもが安心して話せる環境づくりを心掛ける。
- ➤ こどもが家族のことを話すことで、家族に影響が及ぶことを恐れて素直な気持ちを話せない可能性があるため、第4章「こども向けガイド」等も活用し、こどもが安心して話せる環境づくりを心掛ける。
- ▶ いきなり質問を始めるとこどもは不安を感じ、素直な気持ちを話せなくなる可能性があるため、なぜ質問しようとしているのか、こどもに趣旨や想いを伝えてから質問を始める。

(声掛け例)

あなたがどういう思いで過ごしているのか、少し気になっているんだ。少しでもあなたの力になりたいから、私で良ければ聞かせてもらえないかな。

活用時

- ▶ 目の前に紙を出してチェックすると、こどもが不安に感じてしまう可能性があるため、こどもと 一緒に取り組む、もしくは会話の中で聞くことが望ましい。(質問で聞いた際に的確に返っ てこない可能性もあるので、会話の中で出てくるものも拾い上げて、少しずつ情報を収集していく)
- ➤ こどもの年齢や状況や場面に合わせて、こどもが理解しやすい表現になるよう工夫する。その際、言い換えの程度によっては質問項目の意図や回答に対する解釈の幅が出てくる場合があることに留意する。
- → 一度ですべての項目を聞こうとして、こどもに過度な負担をかけない(関係性を築いていく 中で、結果的に項目の全体が確認できるイメージ)。相手のペースに合わせた会話のテン ポ感や距離感を大事にする。
- ▶ 続けて話を聞くことからお互いが理解し合える関係を築けることを理解する。
- 家族のケア等を幼い頃から行っている場合は、ケアの認識を持ちづらい可能性があるため、ケアの内容を聞く際は例を示すなどの工夫をする。

- ▶ 発達段階に応じたサポートを行う(YC 気づきツール(こども向け)の項目の表現やケア等に費やす時間の計算など)。
- ➤ こどもへのアプローチが不安な場合などは、スクールソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカーなどの専門職に相談が可能であれば、相談をしながら対応する。
- ▶ 信頼関係が構築できていないなどの理由からこどもが抵抗感を示す場合は使用を控え、まずは信頼関係の構築に努める。「分からない」けれど「分かりたい」という気持ちを持って諦めずにこどもにアプローチする。

(質問している途中に児童が嫌な表情を見せた時の声掛け例)

- ◆ もし嫌な気持ちにさせてしまったならごめんなさい。でも私はもっとあなたのことを分かりたいと思っているから、どんなところが嫌な気持ちにさせてしまったのか、良ければ教えてくれないかな。
- ◇ 今日はありがとう。また良かったらあなたのことを聞かせてね。
- ⇒ 学校のクラス全員でやる場合は間違い探しや悪いところ探しのような状況に陥る可能性があることに留意する。

活用後

- ➤ YC だとこどもが自覚した後のフォローを意識する(「YC」という言葉がつくことで、本人が不安な気持ちや悲しい気持ちを抱いたり、または親子間の対立が生じないよう留意する)
- ▶ 十分な信頼関係がない状況でこどもに聞くと、回答が本心ではない可能性がある点に留意する。

2.2.4 ヤングケアラー気づきツール (こども向け) 活用後の流れ

- ○「YC 気づきツール(こども向け)」の項目別ガイドの内容を踏まえ、こどもの状況を理解した後、項目 7 でより詳細な状況を聞かせてもらうことの同意が得られた場合は、「YC アセスメントツール」の活用に進んでください。
- ○「YC 気づきツール(こども向け)」を通して気になる点が確認されたものの、項目 7 で同意が得られなかった場合は、「YC アセスメントツール」の活用には進まず、見守りや声掛けを行い、何かあればいつでも相談してほしいなど、いつも気にかけていることを伝えるようにしてください。
- 希死念慮が確認された場合等においては項目7の同意の有無にかかわらず、こどもの命を守る ことを第一優先として必要な機関と連携して対応してください。

2.4 ヤングケアラーアセスメントツールの使い方

2.4.1 目的等

- YC アセスメントツールの位置づけ及び目的等は以下の図表をご覧ください。YC アセスメントツールで示す視点をこどもに確認し、何らかの支援ニーズが確認できた場合は、適宜、支援につなげることを検討してください。
- YC の状況ではあるものの、**支援ニーズがない場合は**、無理に支援につなげることは避け、**こど もの様子を見守る**ようにしてください。YC アセスメントツールを活用した際には支援の必要性を 感じなかったとしても、後でこどもから相談にくる可能性も考えられます。相談先として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、自治体の相談窓口を紹介しておくことも効果的です。

YC気づきツール (こども向け) YC気づきツール (大人向け) こどもの状況に 早めに気づけるようにする 信頼関係の構築を目指す (必要に応じ、支援につなげる)

図表 18: 各種ツールの全体像における YC アセスメントツールの位置づけ

図表 19: YC アセスメントツールの目的等

	YC アセスメントツール
目的	
	ることを目指す
使用場面例	
	(学校の場合、教育相談の際、定期的な相談の場面、保健室での相談場面、スクールソーシャルワーカー/スクールカウンセラーとの面談時等で活用)
	♦ 各自治体等で用いている既存ツールに、YC アセスメントツールの項目を盛り込む
備考	♦ YC アセスメントツールに記載の視点に関する理解が進むことで、家族の状況、ケアの内容、ケアに対してどう感じているか、こども自身がどのような変化を求めているか(ニーズがあるか)を確認するための情報が得られるよう設計

2.4.2 ヤングケアラーアセスメントツールの視点・項目別ガイド

○「YC アセスメントツール」では以下の視点及び項目でこどもの状況を確認することを目指します。

図表 20: YC アセスメントツールの視点

視点	確認内容	視点ごとの留意点、確認のポイント	関連項目
I 家族の	・家族構成やケアが必要な家族の状	・こどもは家族の状況を詳細に把握して	項目1~
状況	況等について確認	いない場合がある点に留意が必要。	3
Ⅱ こどもが	こどもが家族のケアなど、YCと考えら	幼い頃からケアを行っている場合、ケア	項目 4~
行うケア	れる家庭内の役割を担うかを確認	をしている認識がない場合もある点に	8
等の状況		留意が必要。	
Ⅲケア等の	ケア等を行うことの影響、ケアに対して	・ケアを行うことでのポジティブ影響は	項目 9、
影響	どう感じているか、こどもの気持ち等を	あるが、大人の側からそれを口にする	10
	確認	と、ポジティブに捉えることを押し付け	
		られるかのように感じられる場合があ	
		る ため、オープンクエッションなどで質問	
		するなどの配慮が必要。	
IV支援	・こども自身がどのような変化を求めてい	・こどもがすぐの変化を望まない場合で	項目 11
ニーズ	るか(ニーズがあるか)を確認	あっても、項目の例示を紹介しておくこ	
		とで、こどもの選択肢を広げることにつ	
		ながる(後でこどもから相談にくる可	
		能性も考えられる)。	
		・ 地域ごとに提供可能なサービスに合わ	
		せ適宜項目をカスタマイズすると支援	
		へのつなぎがスムーズになる。	

図表 21:YC アセスメントツールの項目別ガイド

15.42	FEBRE D	дл-м
項番	質問項目 の家族について	解説
	TO M UPO ANDLE MODE TOWN IN MODE IN DOCK	
1	あなたが一緒に住んでいる家族を教えて	・同居する家族を確認する項目。
	ください。	・家族には内縁関係の場合も含む。
2	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが	・お世話が必要な家族を確認する項目。
	必要な家族はどなたですか?	
3	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが	・お世話が必要な家族の状況について、こどもがどこまで理
	必要な家族の状況を、わかる範囲で教	解しているか、どのような認識を持っているかを確認する項
	えてください(病気や障がいの状況、幼	目。
	いなど)。	・こどもには難しく理解ができていない、親から聞かされてい
		ない、こどもが話したがらない等、様々な状況が考えられ
		ే .
Ⅱ 家族	(病気や障がいのある家族、高齢の家族、	幼いきょうだいなど)のお世話や気持ちを聞くなどのサポー
ト、家	その用事などについて	
4	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポ	・こどもが担う家族のお世話等の具体的な内容を確認する
	ート、家の用事などとして、普段、どのよう	項目。
	なことをしていますか。	・A-J はあくまで例示であるため、一つ一つ質問して確認す
		ることはせず、また、誘導的にならないよう、まずはこどもの口
		から自由に話してもらうことが望ましい(この例示に含まれ
		ないから YC ではないということではない)。
		・【YC 気づきツール(こども向け)】で確認した内容や
		【Ⅰ】で確認した家族の状況をもとに、必要に応じて、例示
		を紹介しながら確認する。
		・言葉でイメージしづらい場合は、第4章「こども向けガイ
		ド」に記載のお世話等の例示を見せながら確認する。
Α	障がいや病気のある家族のお風呂やトイ	・I について、「アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家
	レの手伝い、お薬の管理などをしている。	族がいる」場合、こどもが YC のような家庭内の役割を担っ
В	障がいや病気のある家族の身の回りの	ていなかったとしても心身の負担がかかっている可能性があ
	世話をしている(頼まれごとをするな	ることに留意する。
	ど)。	・I について、「対応」には機嫌が悪くならないように気を遣
С	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事を	う、何か起きるのではないかと緊張するなどが含まれる。こど
1	している。	もがイメージを持ちづらい場合は適宜補足の説明等を加え
D	│ │ がん・難病・心の病気などの家族のお世	ることが望ましい。
	話をしている(話を聞く、寄り添うなどの	
	対応、病院への付き添いなどを含む)。	
E		
	ない家族の見守りや声かけをしている	

項番		質問項目	解説
		(心配したり、気にかけている場合を含む)。	
	F	障がいや病気のあるきょうだいのお世話 や見守りをしている。	
	G	幼いきょうだいのお世話をしている。	
	Ξ	日本語以外の言葉を話す家族や障が いのある家族のために通訳(他の人と 話をするときの手伝い)をしている。	
	Ι	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱え る家族に対応している。	
	J	家計を支えるために働いて、家族を金銭 的に支えている。	
	K	その他	
5		学校のある日に、家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などはどれくらいしていますか。1日あたりのおおよその時間を教えてください。	・時間数の観点でこどもの負担を確認する項目。 ・時間の積み上げが難しいこどもの場合、タイムスケジュールを一緒に作成することを検討する。 ・精神疾患の家族のお世話やサポートをする場合等においては、実際にお世話やサポートをする時間以外にも常に気にかけている等、精神的に負荷がかかっている可能性があることに留意する。 ・こどもにとって時間の計算が難しい場合は、学業への影響を確認するために以下の質問を代替とすることも考えられる。 (代替質問)学校のある平日に、家族のお世話で、遅刻
	1	(更問)休日の場合はどうですか?	や早退、欠席したことはありますか? ・休日に、家族のお世話等に費やす時間を確認する項目。
	2	(更問)家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事をする頻度はどれくらいですか? (毎日、週/月に何日程度など)	・家族のお世話等の頻度の観点でこどもの負担を確認する項目。
6		家族へのお世話や気持ちを聞くなどのサポートはいつからしていますか?(小学生になるより前、小学生/中学生/高校生の頃など)	・家族のお世話等を担い始めた時期という観点でこどもの負担や影響度を確認する項目。
	1	(家族が病気や障がいを持つ場合の更問) 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由や家族の体調などについて、周りの大人から、わかりやすく話してもらったことがありますか?	・お世話等をする家族が病気や障がいを持つ場合に追加的に確認する項目。 ・こどもが状況を理解できないままケアをしていると、より一層つらくなることが多い。自分のせいではないかと自責感を抱く

項	番	質問項目	解説
			こともあり、こどもが理解できるように年齢相応の説明が必
			要である。
	2	(家族が病気や障がいを持つ場合の更	・お世話等をする家族が病気や障がいを持つ場合に、お世
		問)お世話や気持ちを聞くなどのサポー	話が必要な家族と、どれほどコミュニケーションができているか
		トが必要な理由について、お世話やサポ	を明確にする項目。
		ートが必要な家族と話したことはあります	・先行研究において、病気や障がいについて正直に話がで
		か?	きる時、病気や障がいによりよく対処できることが明らかにな
			っている。 ©Young Carers Research Group「YC –
			QST – 20 に関するガイダンス」
7		この先も今と同じように家族のお世話や	・家族のお世話等を継続することへの不安感を確認する項
		気持ちを聞くなどのサポート、家の用事な	目。
		どを続けることに不安がありますか?	・「不安はない」という回答であっても、本心ではない可能性
			があることに留意する。
8		お手伝いが必要な家族のお世話や気持	・孤立の程度を確認するための項目。
		ちを聞くなどのサポート、家の用事などに	・親やきょうだいと一緒に行っている場合であっても、関係性
		ついて、あなたと一緒にしている家族や 親戚、頼りにできる人はいますか?	次第では負担感が強い場合があることに留意する。
		本元が及べ 本見 グロ しこ の プロス いな ラ ガー:	・【YC 気づきツール(こども向け)】で家族のお世話等を
			行う際の協力者や精神的な支えに関する項目があるため、
			既に確認済の場合は改めての確認は不要。
Ш	家族(のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家 	の用事などをすることの影響
9		家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポ	・家族のお世話等を担うことに関するこどもの気持ちや体調
		ート、家の用事などをすることで感じる気	面への影響を確認する項目。
		持ちや、体調面で気になることがあれば 教えてください。	・A-H はあくまで例示であるため、一つ一つ質問して確認す
		3XX (\/.co/).	ることはせず、また、誘導的にならないよう、まずはこどもの口
			から自由に話してもらうことが望ましい。
			・必要に応じて、例示を紹介しながら確認する。
			・家族のお世話等をすることでのよい面もあるが、こどもによ
			っては、家族のお世話等をネガティブに捉えている場合もあ
			る。そのため、よい面を例示で出すと、家族のお世話等をよ
			いものだと捉えることを押し付けられたとこどもが感じ、信頼 関係が崩れるきっかけになる可能性があることに留意する。
			・【YC 気づきツール(こども向け)】では「体調面等に係る
			・
			らず確認する項目を設けている。これまでに聞いた内容と合
			わせ、それが、家族のお世話等に起因するか(家族のお世
			話等がなくなれば解消されるのか)を確認することが望まれ
			వ .
	Α	ストレスを感じる。	・A-H は例示。
	В	ひとりぼっちだと感じる。	
	1		

項	番	質問項目	解説
	С	家から逃げ出したいと思ったり、泣きたく	
		なるほど、こころが苦しくなることがある。	
	D	自分のことをあまり気にかけることができ	
		なくなる。	
	Е	身体に具合が悪いところがある(身体が	
		痛い、頭が痛いなど)。	
	F	気分がすぐれないことが多い。	
	G	十分に睡眠をとれていない。	
	Н	食欲がでない。	
	Ι	その他	
9	1	消えてしまいたいと思うことはありますか?	・項目 9 で C に関連する回答があった場合に、精神的不
			調の重症度を追加的に確認する項目。
			・早期に保健師やカウンセラー等の専門職につなぐなど、当
			該項目に該当があった場合の対処方法を予め決めておくこ
			とが望まれる。
10		家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポ	・家族のお世話等を担うことでの生活面への影響を確認す
		一ト、家の用事などをすることであなたの生活にどのような影響があるかを教えてく	る項目。
		ださい。	・A-D はあくまで例示であるため、一つ一つ質問して確認す ることはせず、また、誘導的にならないよう、まずはこどもの口
			から自由に話してもらうことが望ましい。
			・必要に応じて、例示を紹介しながら確認する。
			・こどもにとって大切な「学び」「遊び」「ともだちづくり」などにつ
			いて、実際に学校を休むことがあるかなどの事実面と主観
			的な感覚をともに確認する。
			・生活への影響について、その程度を追加的に聞くことも検
			討する。
			・【YC 気づきツール(こども向け)】では「自分のための時
			間がない、または、足りないか」について、家族のお世話等
			に起因するか否かに関わらず確認する項目を設けている。
			これまでに聞いた内容と合わせ、それが、家族のお世話等 に起因するか(家族のお世話等がなくなれば解消されるの
			か)を確認することが望まれる。
"	Α	 学校を休んだり、遅刻してしまうことがあ	·A-D は例示。
		る。	(0)////
	В	 疲れて学校に行きたくない/行きたくなく	
		なった(学校生活に悩みや不安がでて	
		きた、などを含む)。	

項番	質問項目	解説
С	勉強や趣味、遊びなど、自分のための時間がない(足りない)と感じる(お世話をし始めてから減った、を含む)。	
D	家族で過ごす楽しい時間(家族で出かける、家族で話すなど)が少ないと思う (お世話をし始めてから減った、を含む)。	
Е	その他	

Ⅳ 「こうなりたい・したい」と思うこと

11 あなたが「こうなりたい・したい」と思うことを教えてください。

- ・こどもの支援ニーズを確認する項目。
- ・A-L はあくまで例示であるため、一つ一つ質問して確認することはせず、また、誘導的にならないよう、まずはこどもの口から自由に話してもらうことが望ましい。その後、自身が持ちうる選択肢を知らない場合もあるため、可能な範囲で各項目について会話などで触れることが望ましい。
- ・こどもが自ら支援を求めることに抵抗がある場合も考えられるため、「自身に求める変化」という視点で確認する。何らかの変化をこどもが望む場合は、その方法をこどもと一緒に考えていくことで、こどもが必要な支援を自然と求めやすくなるよう配慮する。
- ・すべてのこどもが変化を望むわけではないため、変化を望むことを押し付けるような聞き方にならないように留意する。 このツールは「『こどもの話を、こどもを主役として聞いてくれる 大人がいる』環境を作る」ことが目的のであるため、その場で ニーズ出なかったとしても支援につなげることを焦らない。
- ・「家族の病気や障がいが治ってほしいと思う。」など、場合によっては対応が難しいと考えられる回答も考えられる。その際は、まずは回答を受け止め、その後、回答の背景を深掘りすることで、どのようにアプローチしていくかを検討する。例えば、治ってほしい理由が「家族に笑顔でいてほしい」など、家族のことを想ってのことであれば、「お世話が必要な家族への上手な接し方やお世話の方法を知る」ことができれば家族が笑顔でいることを増やせそうか、というアプローチが考え得る。また、治ってほしい理由が「家族の愚痴を聞くのがストレスだから」ということであれば、「ストレス発散(息抜きや誰かに話を聞いてもらう等)」や「ストレス対処の方法を学ぶ機会を持ちたい」ということがこどものニーズとして出てくる可能性がある。今すぐ実現が可能なニーズではなかったとしても、「こうなりたい」という目標に向かって、こどもと一緒に考えていくことが求められる。

項番	質問項目	解説
А	(いまよりも)健康になりたい。	・A-L は例示。
В	ストレスや不安な気持ちをなくしたい (減らしたい)。	・A について、項目 9 で体調面への影響を確認しているため、当該内容と合わせて聞くことも考えられる。
С	家の事は忘れてゆっくりしたい。	・L について、自治体で提供しうるサービスを予め確認したう
D	自分が行っている家族のお世話や気持 ちを聞くなどのサポート、家の用事などを 減らしたい。	えで確認することが望ましい。
E	遊びや部活、趣味など、自分のための時間を楽しみたい。	
F	学校の授業や宿題、試験をがんばりたい (がんばるための時間がほしい)。	
G	自分の将来や夢、進路について相談し たい。	
Н	友達、先生や周りの人に、今の気持ち や、生活について知ってほしい。	
I	自分と同じように家族のお世話や気持ち を聞くなどのサポート、家の用事などをし ている仲間(人)と話したい。	
J	家族の病気や障がいのことを知りたい。	
К	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが 必要な家族への上手な接し方やお世話 の方法を知りたい。	
L	自分の負担を軽くできるサービスを知りたい。	
М	その他	

2.4.3 ヤングケアラーアセスメントツール活用における留意点/工夫点

○「YC アセスメントツール」を活用する際は以下の点にご留意ください。

活用前

- ▶ 「2.1 各種ツール使用時に必ず守ってほしいこと」に必ず目を通したうえで使用する。
- ➤ こどもとのコミュニケーションを深めていくためのツールであることを理解したうえで使用する。
- プライベートな話題のため、他の人に聞かれない場所で話を聞くなど、こどもが安心して話せる環境づくりを心掛ける。
- ➤ こどもが家族のことを話すことで、家族に影響が及ぶことを恐れて素直な気持ちを話せない可能性があるため、第4章「こども向けガイド」等も活用し、こどもが安心して話せる環境づくりを心掛ける。

活用時

- ➤ YC 気づきツールなどで確認済の情報があれば、こどもの負荷を考え、重複して質問しないように留意する(重複して聞く場合は、「状況に変化がないかを確認させてほしい」などと理由を伝える)。
- ▶ 目の前に紙を出してチェックすると、こどもが不安に感じてしまう可能性があるため、こどもと 一緒に取り組む、もしくは会話の中で聞くことが望ましい(質問で聞いた際に的確に返って こない可能性もあるので、会話の中で出てくるものも拾い上げて、少しずつ情報を収集して いく)。
- ➤ こどもの年齢や状況や場面に合わせて、こどもが理解しやすい表現になるよう工夫する。その際、言い換えの程度によっては質問項目の意図や回答に対する解釈の幅が出てくる場合があることに留意する。
- ▶ 一度ですべての項目を聞こうとして、こどもに過度な負担をかけない(関係性を築いていく中で、結果的に YC アセスメントツールの項目が確認できるイメージ)。
- ▶ (精神的疾患のある親の話を聞くなど)家族のケア等を幼い頃から行っている場合は、ケアの認識を持ちづらい可能性があるため、ケアの内容を聞く際は例を示すなどの工夫をする。
- ➢ 発達段階に応じたサポートを行う (YC アセスメントツールの項目をわかりやすく言い換えるなど)。
- こどもへのアプローチが不安な場合などは、スクールソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカーなどの専門職に相談が可能であれば、相談をしながら対応する。

▶ 信頼関係が構築できていないなどの理由からこどもの反発があった際は使用を控え、まずは信頼関係の構築に努める。

活用後

- ➤ YC だとこどもが自覚した後のフォローを意識する(「YC」という言葉がつくことで、本人が不安な気持ちや悲しい気持ちを抱いたり、または親子間の対立が生じないよう留意する)。
- ▶ 十分な信頼関係がない状況でこどもに聞くと、回答が本心ではない可能性がある点に留意する。
- ▶ 現時点で支援ニーズが確認できなくとも、こどもの成長、家族の状況の変化等で支援ニーズが生じる場合もある。そのため、日頃からの見守りや声掛けなどによって、何かあればいつでも相談してほしい、というメッセージを伝え続けることが求められる。

2.4.4 ヤングケアラーアセスメントツール活用後の流れ

- ○【IV「こうなりたい・したい」と思うこと】で何らかのニーズが確認された場合、こどものニーズを満たせるよう、公的サービスの利用も含め検討する必要があります。他機関との連携については第3章もご参照ください。
- こどもが支援を望んだとしても、家族の反対で公的サービスを受けられない場合もあります。その場合もこどもに寄り添う姿勢を保つことが必要です。

付録2.ヤングケアラーに関する基本事項

付録2.1:ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

- YCと思われるこどもの状況を理解する際、子どもの権利条約に定められた権利が守られているかといった視点も重要です。
- 子どもの権利条約では様々な子どもの権利が定められており、その中でも YC と関係が深いものを下図でご紹介します。
- 必ずしもすべてのこどもが支援を求めるわけではないため、子どもの権利が守られていないのではないかと感じたとしても支援につなげることを急ぐのではなく、「YC 気づきツール (こども向け)」」、「YC アセスメントツール」なども用いて、こどもの気持ちを確認するようにしましょう(虐待等の緊急対応が必要な場合を除く)。

図表 25:子どもの権利条約のうち、YCと関係の深い子どもの権利

第 28 条 教育を受ける権利



子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんな

にそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子ども の尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利



子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動 に参加する権利をもっています。

第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりませ

第6条 生きる権利・育つ権利



すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもってい

PAS PASS

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由



子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



第 16 条 プライバシー・名誉の保護

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第24条 健康・医療への権利



子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



第 26 条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条 生活水準の確保



子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な 生活を送る権利をもっています。親 (保護者) はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで 子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護



子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利を持っていま
オ

Torn of a

第36条 あらゆる搾取からの保護 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利 益を得るようなことから子どもを守らなければなりま

ш с і

出所:公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

付録2.2:ヤングケアラーがおかれている多様な状況

○ 家族の在り方が多様化する昨今において、YC であるこどもがおかれている状況も実に多様です。その状況を理解することは、YC であるこどもへの理解にもつながります。ここでは、先行研究の結果の一部を下図でご紹介します。

図表 26: YC がおかれている状況

通番	調査内容	主な調査結果
1	ケアを必要として	♦ 「幼い」が最も多く、次いで「精神疾患(疑い含む)」、「知的障がい」、
	いる人の状況	「高齢(65 歳以上)」、「身体障がい」、「要介護(介護が必要な状
		態)」、「その他」、「依存症(疑い含む)」、「精神疾患、依存症以外の
		病気」、「認知症」と続く ⁸ 。
		◇ 「その他」の中には、「外国籍で日本語が不自由」、「養育能力が低い(発
		達障害、知的障害等を含む)」、「育児放棄、ネグレクト」、「多忙」、「病
		気の後遺症」、「経済困窮」が挙げられる8。
2	ケア対象者への	◇ 「きょうだいのケア」が最も多く、次いで「食事の世話」、「食事以外の家の中
	ケア内容	の家事」、「見守り」、「感情面のケア」、「家族の身体介護」、「通院の付き
		添い」、「家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助」、「通訳」、「金銭
		管理」、「その他」と続く ⁸ 。
		◆ 「その他」の中には、「学校や保育所等への送迎」、「甥、姪等のケア」、「医
		療ケア」、「事故の予防」、「家計支援」、「手続き関係」が挙げられる 8 。
3	ケア時間	中学2年生は平均4.0時間、全日制高校2年生は平均3.8時間 ⁹ 。
	(平日1日あたり)	
4	ケアのきつさ	◆ 中学2年生、全日制高校2年生ではともに「特にきつさは感じていない」が
		最も多いが、次点として、中学2年生は「時間的余裕がない」が多く、全日
		制高校2年生は「精神的にきつい」が多い ⁹ 。
5	YC としての自覚	◇ 家族の世話をしていると回答した中学2年生、全日制高校2年生のう
		ち、約 15~16%が「自分は YC にあてはまる」と回答している一方で、「あ
		てはまらない」と回答しているのが約 42~47% ⁹ 。
6	学校や大人に助け	◆ 中学2年生、全日制高校2年生、定時制高校2年生相当、通信制高
	てほしいこと、必要	校生ともに「特にない」が約4割となっているが、次いで、中学2年生、全
	な支援	日制高校2年生は「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」、「自由
		に使える時間がほしい」、「進路や就職など、将来の相談にのってほしい」、
		「自分の今の状況について話を聞いてほしい」と続く。全日制高校2年生は
		「家庭への経済的な支援」が他に比べてやや高い傾向にある 9 。

有限責任監査法人トーマッ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」(令和4年3月)より

⁸有限責任監査法人トーマッ「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」におけるアンケート調査結果

⁹三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(令和3年3月)

付録2.3:ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント

- YC がおかれている状況が様々であるのと同じように、YC であるこどもの、ケアに関する認識や想いは多様です。 支援ありきで接するのではなく、あくまでこどもとその家族の意思を尊重し、安心して相談してもらえる関係を築けるように寄り添い、タイミングをみて話を聞く等して本人を支えることが大事になります。
- YC のことをよりよく理解するために、ここでは有識者や支援者が YC と接する中で感じた、YC の事をよりよく理解するためのヒントを紹介します(1.4.3 では元 YC の声もご紹介していますので合わせてご確認ください)。

図表 27: YC のことをよりよく理解するためのヒント

- YCは、成長や発達の途中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担をこども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。
- ≥ <u>こどもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくい</u>ことから、自分の担う家 庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- ▶ 本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることも難しい。
- **家庭のことを知られたくないと思っていることも多い**。家族に病気や障がいを抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っていることもある。
- 本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという想いがあることも少なくない。ケアすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。
- ケアをしている状況について可愛そうと憐れまれることを嫌がる場合もある。**家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり**、単純に悪いことだと思われたくない。
- ▶ ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、YCの役割をこどもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。
- ▶ 信頼できる大人はいないと思っていることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- 家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。
- ▶ 大人の役割を担うことで他のこどもと話が合わないことや大人びていることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。
- **助けてほしい気持ちと、放っておいてほしい気持ちと、正反対の感情を同時に持つ**場合がある。
- 精神疾患を抱える保護者にどのような症状が出るのか、そこにいる家族にどれほど壮絶な体験があるのかというのは、支援者側が想像しにくいところである。YCの中でも特に精神疾患を抱える保護者を持つこどもの支援は難しく、支援者側も精神疾患を理解した上で慎重に対応することが必要となるだろう。

有限責任監査法人トーマッ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」(令和4年3月)をもとに作成。

ヤングケアラーアセスメントツール

頂	香	ヤングケアラーアセスメントツール質問項目
		の家族について
1		あなたが一緒に住んでいる家族を教えてください。
2		お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族はどなたですか?
3		お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族の状況を、わかる範囲で教えてください(病気や障がいの状況、幼いなど)。
п		(病気や障がいのある家族、高齢の家族、幼いきょうだいなど)のお世話や気持ちを聞くなどのサポー の用事などについて
4		家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などとして、普段、どのようなことをしていますか。
	Α	障がいや病気のある家族のお風呂やトイレの手伝い、お薬の管理などをしている。
	В	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている(頼まれごとをするなど)。
	С	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
	D	がん・難病・心の病気などの家族のお世話をしている(話を聞く、寄り添うなどの対応、病院への付き添いなどを含む)。
	Е	(認知症や心の病気などで)目を離せない家族の見守りや声かけをしている(心配したり、気にかけている場合を含む)。
	F	障がいや病気のあるきょうだいのお世話や見守りをしている。
	G	幼いきょうだいのお世話をしている。
	Н	日本語以外の言葉を話す家族や障がいのある家族のために通訳 (他の人と話をするときの手伝い)をしている。
	Ι	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
	J	家計を支えるために働いて、家族を金銭的に支えている。
	K	その他
5		学校のある日に、家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などはどれくらいしていますか。 1日あたりのおおよその時間を教えてください。
	1	(更問) 休日の場合はどうですか?
	2	(更問) 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事をする頻度はどれくらいですか? (毎日、週/月に何日程度など)
6		家族へのお世話や気持ちを聞くなどのサポートはいつからしていますか? (小学生になるより前、小学生/中学生/高校生の頃など)
	1	(家族が病気や障がいを持つ場合の更問)家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由や家族の体調などについて、周りの大人から、わかりやすく話してもらったことがありますか?
	2	(家族が病気や障がいを持つ場合の更問) お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由について、お世話やサポートが必要な家族と話したことはありますか?
7		この先も今と同じように家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを続けることに不安がありますか?

項番		ヤングケアラーアセスメントツール質問項目
8		お手伝いが必要な家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などについて、あなたと一緒に
		している家族や親戚、頼りにできる人はいますか?
Ⅲ 家族		のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをすることの影響
9		家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをすることで感じる気持ちや、体調面で気に
		なることがあれば教えてください。
	Α	ストレスを感じる。
	В	ひとりぼっちだと感じる。
	C	家から逃げ出したいと思ったり、泣きたくなるほど、こころが苦しくなることがある。
	D	自分のことをあまり気にかけることができなくなる。
	Е	身体に具合が悪いところがある(身体が痛い、頭が痛いなど)。
	F	気分がすぐれないことが多い。
	G	十分に睡眠をとれていない。
	Н	食欲がでない。
	I	その他
9	1	消えてしまいたいと思うことはありますか?
10		家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをすることであなたの生活にどのような影響が
		あるかを教えてください。
	Α	学校を休んだり、遅刻してしまうことがある。
	В	疲れて学校に行きたくない/行きたくなくなった(学校生活に悩みや不安がでてきた、などを含む)。
	С	勉強や趣味、遊びなど、自分のための時間がない(足りない)と感じる(お世話をし始めてから減った、を含む)。
	D	家族で過ごす楽しい時間(家族で出かける、家族で話すなど)が少ないと思う(お世話をし始めてか
		ら減った、を含む)。
	E	その他
IV	「こうた	なりたい・したい」と思うこと
11	25	あなたが「こうなりたい・したい」と思うことを教えてください。
	Α	(いまよりも)健康になりたい。
	В	ストレスや不安な気持ちをなくしたい(減らしたい)。
	С	家の事は忘れてゆっくりしたい。
	D	自分が行っている家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを減らしたい。
	Ш	遊びや部活、趣味など、自分のための時間を楽しみたい。
	F	学校の授業や宿題、試験をがんばりたい(がんばるための時間がほしい)。
	G	自分の将来や夢、進路について相談したい。
	Н	友達、先生や周りの人に、今の気持ちや、生活について知ってほしい。
	I	自分と同じように家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをしている仲間(人)と話
		したい。

項番		ヤングケアラーアセスメントツール質問項目
	J	家族の病気や障がいのことを知りたい。
	K	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族への上手な接し方やお世話の方法を知りたい。
	L	自分の負担を軽くできるサービスを知りたい。
	М	その他

ヤングケアラー気づきツール(こども向け)

項番		ヤングケアラー気づきツール(こども向け)質問項目
1		あなたは、(大人の代わりに、)家族(病気や障がいのある家族、高齢の家族、幼いきょうだいなど) のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを日常的にしていますか?
	1	(更問) 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事のために、自分のこと (遊びや勉強、部活など) が後回しになることがありますか?
2		なにか困っていること、心配や不安になったりすることはありますか? (家族のこと、友達関係のこと、勉強のこと、学校のこと(遅刻、早退、欠席など)、将来のこと、生活のこと(食事や睡眠)、お金のこと、何でも)
3		自分のための時間 (遊ぶ、勉強する、部活動に参加するなど) がない、または、少ないと感じたりする ことはありますか?
4		体調が悪くなったり、疲れてしまったり、こころが苦しくなることはありますか?
	1	(更問) 食べられなくなったり、眠れないことはありますか?
	2	(更問) 逃げ出したい、消えてしまいたいと思うことはありますか?
5		あなたの周りに、あなたの気持ちを理解してくれる人や相談できる人はいますか?
	1	(更問) その人に相談したことはありますか?
6		家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを一緒にやったり、手伝ってくれる人は周りにいますか?
	1	(更問) (もし、代わりにやってくれる人がいるのであれば) 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを誰かに手伝ってもらいたいですか?
7		(また別の機会に、) あなたのことや家族のこと、家族のお世話などをしてどのように感じているかなどについて、もう少しお話をきかせてもらえませんか?何か私たちにできることはないか、一緒に考える時間をもらいたいと思っています。

ヤングケアラー気づきツール(こども向け)

項	番	ヤングケアラー気づきツール(こども向け)質問項目
1		あなたは、(大人の代わりに、)家族(病気や障がいのある家族、高齢の家族、鄧いきょうだいな
		ど)のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを日常的にしていますか?
	1	(黄筒) 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の南事のために、首分のこと (遊びや
		勉強、部活など)が後向しになることがありますか?
2		なにかまっていること、心能や不安になったりすることはありますか?(家族のこと、浅達関係のこと、
		勉強のこと、学校のこと(遅刻、早襲、欠席など)、将来のこと、生活のこと(食事や睡眠)、お絵の
		こと、荷でも)
3		自労のための時間(遊ぶ、勉強する、部活動に参加するなど)がない、または、少ないと感じたりする
		ことはありますか?
4		体調が悪くなったり、疲れてしまったり、こころが苦しくなることはありますか?
	1	(童問) 養べられなくなったり、眠れないことはありますか?
	2	(童僧) 逃げ出したい、消えてしまいたいと思うことはありますか?
5		あなたの周りに、あなたの気持ちを理解してくれる人や相談できる人はいますか?
	1	(遺門) その人に相談したことはありますか?
6		家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の前事などをご緒にやったり、手伝ってくれる人は間り
		にいますか?
	1	(覚問) (もし、代わりにやってくれる人がいるのであれば)家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポー
		ト、家の用事などを誰かに手伝ってもらいたいですか?
7		(また別の機会に、) あなたのことや家族のこと、家族のお世話などをしてどのように懲じているかなどに
		ついて、もう少しお話をきかせてもらえませんか?何か私たちにできることはないか、一緒に考える時間
		をもらいたいと思っています。

ヤングケアラー気づきツール(大人向け)

項番		ヤングケアラー気づきツール(大人向け)確認項目
1		(18 歳未満のこどもや若者が、)以下のような、本来大人が担うと想定されている (通常のお手伝いの範囲を超える)ような家族へのケアや家事を日常的に行っている様子がありますか?
	Α	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている(服薬管理やその他の身体介護も含む)。
	В	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている(日常的な要望への対応など)。
	С	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
	D	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の世話をしている(話を聞く、寄り添うなどの対応、病院への付き添いなどを含む)。
	Е	(認知症や精神疾患などで) 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。
	F	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
3	G	幼いきょうだいの世話をしている。
	Н	日本語以外の言葉を話す家族や障がいのある家族のために通訳(第三者との会話のサポートなど)をしている。
	I	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
	J	家計を支えるために働いて、家族を助けている。
	K	その他、こどもの負担を考えたときに気になる様子がある。
2		そのこどもが行う上記のような家族へのケアや家事を一緒にしている人や、頼りにできる人がいるように見 受けられますか?
3		そのこどもは、家族へのケアや家事によって学校(部活含む)に通えていない、または遅刻や早退が多いように見受けられますか(こどもが保育所、認定こども園、幼稚園に所属する場合も含む)?
4		家族へのケアや家事が理由で、そのこどもの心身の状況に、心配な点が見受けられますか(元気がない、顔色が悪い、進学を諦めるなどの意欲の低下、外見で気になることがある等)?
5		そのこどもが家族に必要以上に気を遣っているように見受けられますか?
6		(1~5の状況を踏まえ)ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認等のために、こどもの気持ちを確認し、必要に応じて支援につなげることが求められます。その際に他機関の手助けが必要ですか?(こどもの気持ちを確認する際はヤングケアラー気づきツール(こども向け)やヤングケアラーアセスメントツールの活用をご検討ください)

ヤングケアラー気づきツール(大人向け)

項番		ヤングケアラー気づきツール(大人向け)確認項目
1		(18 歳未満のこどもや若者が、)以下のような、本来大人が担うと想定されている(通常のお手伝い
19		の範囲を超える)ような家族へのケアや家事を日常的に行っている様子がありますか?
	Α	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている(服薬管理やその他の身体介護も含む)。
	В	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている(日常的な要望への対応など)。
	С	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
	D	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の世話をしている(話を聞く、寄り添うなどの対応、病院への付き添いなどを含む)。
	Е	(認知症や精神疾患などで) 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。
	F	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
-	G	幼いきょうだいの世話をしている。
	Н	日本語以外の言葉を話す家族や障がいのある家族のために通訳(第三者との会話のサポートなど)を
		している。
	I	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
	J	家計を支えるために働いて、家族を助けている。
	K	その他、こどもの負担を考えたときに気になる様子がある。
2		そのこどもが行う上記のような家族へのケアや家事を一緒にしている人や、頼りにできる人がいるように見 受けられますか?
3		そのこどもは、家族へのケアや家事によって学校(部活含む)に通えていない、または遅刻や早退が多いように見受けられますか(こどもが保育所、認定こども園、幼稚園に所属する場合も含む)?
4		家族へのケアや家事が理由で、そのこどもの心身の状況に、心配な点が見受けられますか(元気がない、顔色が悪い、進学を諦めるなどの意欲の低下、外見で気になることがある等) ?
5		そのこどもが家族に必要以上に気を遣っているように見受けられますか?
6		(1~5の状況を踏まえ) ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認等の
		ために、こどもの気持ちを確認し、必要に応じて支援につなげることが求められます。その際に他機関の手
		助けが必要ですか?(こどもの気持ちを確認する際はヤングケアラー気づきツール(こども向け)やヤン
		グケアラーアセスメントツールの活用をご検討ください)

吹田市ヤングケアラー支援ガイドライン(案) 令和6年(2024年)●月発行

◆編集·発行

吹田市子供の貧困対策に関するワーキングチーム ヤングケアラー支援作業部会